

介護保険の手引き

高齢者福祉サービス



各種問い合わせ先

■介護保険の資格・認定、介護保険料の賦課、介護サービスや制度全般に関すること

山口市役所本庁舎 介護保険課 (山口総合支所1階)	介護給付担当	TEL 083-934-2795 FAX 083-934-2669
小郡総合支所 介護保険課 (小郡保健福祉センター1階)	介護認定第二担当	TEL 083-973-8154 FAX 083-973-8280
秋穂総合支所 総合サービス課 (秋穂総合支所)	健康福祉担当	TEL 083-984-8023 FAX 083-984-8041
阿知須総合支所 総合サービス課 (阿知須総合支所1階)	健康福祉担当	TEL 0836-65-4114 FAX 0836-65-5188
徳地総合支所 総合サービス課内 (徳地総合支所1階)	介護認定徳地担当	TEL 0835-52-1121 FAX 0835-52-0760
阿東総合支所 総合サービス課内 (阿東総合支所1階)	介護認定阿東担当	TEL 083-956-0157 FAX 083-956-0680

■介護保険料の納付に関すること

山口市役所本庁舎 収納課 (山口総合支所2階)	TEL 083-934-2739
----------------------------	------------------

■高齢者福祉サービスに関すること

山口市役所本庁舎 高齢福祉課 (山口総合支所1階)	高齢者支援担当	TEL 083-934-2793
	地域包括ケア担当	TEL 083-934-2792
	包括支援担当	TEL 083-934-2758
	成年後見センター	TEL 083-934-2600
		FAX 083-934-2647

も く じ

1	介護保険制度のしくみと被保険者	P 3
2	介護保険被保険者証の交付等	P 4
3	介護保険サービス利用の手順	P 5
4	要介護認定の手続き(申請から要介護認定まで)	P 7
5	訪問調査	P 9
6	介護予防サービス 介護予防・日常生活支援総合事業利用開始までの流れ	P10
7	介護サービス利用開始までの流れ	P11
8	介護保険サービスの種類	P12
9	自己負担の支払い	P13
10	在宅サービスの区分支給限度額	P14
11	在宅で利用できるサービス	P15

<家庭に訪問してもらうサービス>

○介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス	P15
○訪問介護～ホームヘルプサービス～	P16
○訪問看護	P17
○訪問入浴介護	P17
○訪問リハビリテーション	P18
○居宅療養管理指導	P18

<日帰りで通うサービス>

○介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス	P19
○通所介護～デイサービス～	P20
○通所リハビリテーション～デイケア～	P21

<すべての高齢者が利用できるサービス>

○一般介護予防事業	P22
-----------	-----

<短期入所サービス>

○短期入所生活介護・短期入所療養介護～ショートステイ～	P24
-----------------------------	-----

<その他のサービス>

○特定施設入居者生活介護	P25
○福祉用具購入費の支給	P25
○福祉用具の貸与	P26
○住宅改修費の支給	P27

12 介護保険施設に入所(入院)するサービス

P28

- 施設の入所にかかる費用P28
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)P29
- 介護老人保健施設(老人保健施設)P30
- 介護医療院P30

13 地域密着型サービス

P31

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護P31
- 小規模多機能型居宅介護P32
- 看護小規模多機能型居宅介護P33
- 地域密着型通所介護～デイサービス～P34
- 認知症対応型通所介護～デイサービス～P34
- 認知症対応型共同生活介護～グループホーム～P35
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護P35

14 介護保険料

P36

15 利用者負担の軽減施策

P40

- ①高額介護(介護予防)サービス費の支給P40
- ②特定入所者介護(介護予防)サービス費の支給(介護保険負担限度額認定)P41
- ③社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度P43
- ④高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給P44

16 高齢者福祉サービス等

P45

- ①緊急通報システム ②生活支援短期宿泊サービスP45
- ③配食見守り支援サービス ④日常生活用具の給付 ⑤寝具洗濯乾燥消毒サービスP46
- ⑥はり・きゅう施術費の助成
- ⑦山口市タクシー利用券(旧:おでかけサポートタクシー利用券)の交付
- ⑧敬老福祉優待バス乗車証の交付 ⑨救急サポート安心キットの配布P47
- ⑩介護用品の支給 ⑪家族介護慰労金の支給P48
- 介護サービス相談員派遣事業とは?P48

17 権利を守る制度、サービス

P49

- ①成年後見制度 ②日常生活自立支援事業 ③山口市消費生活センターP49
- ④高齢者虐待についての相談窓口 ⑤認知症についての身近な相談窓口
- ⑥ほっと安心SOSネットワーク事業P50

18 地域包括支援センターのご案内

P51

この手引きでは、**総合事業対象者**の方が利用できるサービスに、**事業**

要支援1、2の方が利用できるサービスに、**支援**

要介護1～5の方が利用できるサービスに、**介護**

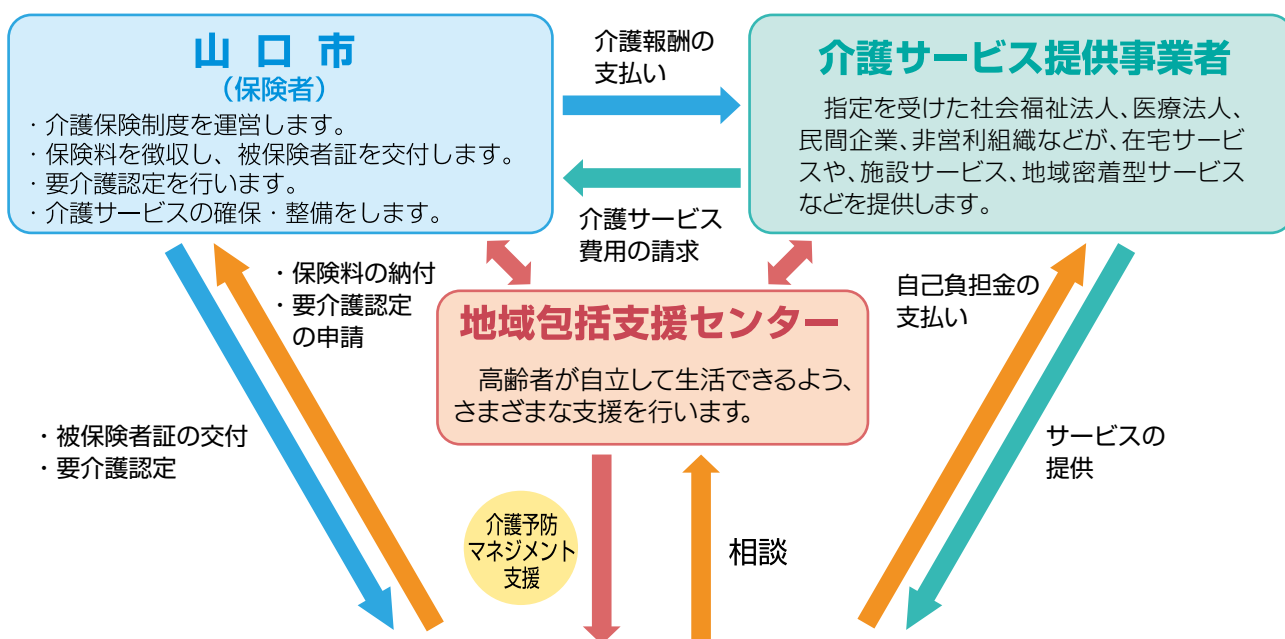
のマークを表示しています。
(15ページから35ページ)

1 介護保険制度のしくみと被保険者

介護を社会全体で支え合う制度です

介護保険は、みなさんがいつまでも住みなれたまちで安心して暮らせるために、山口市が運営し、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって介護保険料を納め、介護が必要になったときなどには、費用の一部を支払ってサービスを利用することができる社会保険制度です。

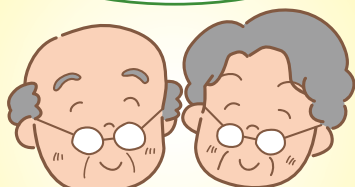
制度のしくみ



加入者（被保険者）

- ☆保険料を納めます。
- ☆サービスを利用するための申請をします。
- ☆サービスを利用の際は、自己負担金を支払います。

65歳以上の方 (第1号被保険者)



サービスを利用できる方
「介護が必要」と認定された方
※介護が必要になった原因が、
どんな病気やけがかは問われません。

40歳以上 65歳未満の方 (第2号被保険者)



サービスを利用できる方
特定疾病(4ページ下参照)が原因で
「介護が必要」と認定された方
※事故や他の病気など特定疾病以外の原因で
介護が必要になった場合は、介護保険の対象
にはなりません。

2 介護保険被保険者証の交付等

被保険者証(介護保険被保険者証)は大切に保管しましょう!

65歳以上の方は
(第1号被保険者)



被保険者証は、みなさんに交付します。
新たに65歳になった方へ、誕生日をむかえた月の月末までに被保険者証を発送いたします。

40歳以上65歳未満の方は
(第2号被保険者)



要介護・要支援と認定された方や、被保険者証の交付申請をした方に交付します。

**被保険者証は
こんなときに
必要です**

- 要介護認定の申請をするとき
- ケアプラン(介護サービス計画)の作成を依頼するとき
- 介護サービスを利用するとき

介護保険被保険者証	
番 号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
被 保 険 者 住 所	753-0001 山口市 亀山町 1-2
被 保 険 者 氏 名	山 口 ほたる
生 年 月 日	昭和 6 年 2 月 6 日
交付年月日	令和 元 年 6 月 12 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 5 2 0 3 9 山口市 TEL. (083) 934-2795

届出(被保険者証の変更)が必要な場合

以下のようなときは必ず**14日以内**に届出をしてください。

- 他の市町村から転入したとき
- 他市の市町村に転出するとき
- 市内で住所が変わったとき
- 氏名が変わったとき
- 被保険者が死亡したとき

再交付が必要な場合

破損や紛失により被保険者証の再交付が必要な場合は、申請により被保険者証の再交付ができます。

ここが知りたい 介護保険!!

Q. 特定疾病とは、どんな病気ですか?

A. 医学的に加齢による心身の変化に起因すると考えられる以下の16種類が定められています。

- がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

3 介護保険サービス利用の手順

65歳以上の方

まず、お住まいの地域を担当する地域包括支援センター
または介護保険の担当窓口にご相談ください

- ・まだ介護や支援は必要ない
- ・介護予防に取り組みたい



- ・生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない



- ・何らかの介護や支援が明らかに必要



心身の状態を調べます

基本チェックリストを実施します

「基本チェックリスト」とは、利用者の心身の状況を把握するための質問リストです。介護予防が必要かどうか、どんなサービスが必要かをチェックします。



介護や支援が必要とされた方

要介護認定

市に申請して認定を受けます。本人・家族のほかに、地域包括支援センター等による申請の代行もできます。

申 請



認定調査
＋
主治医意見書



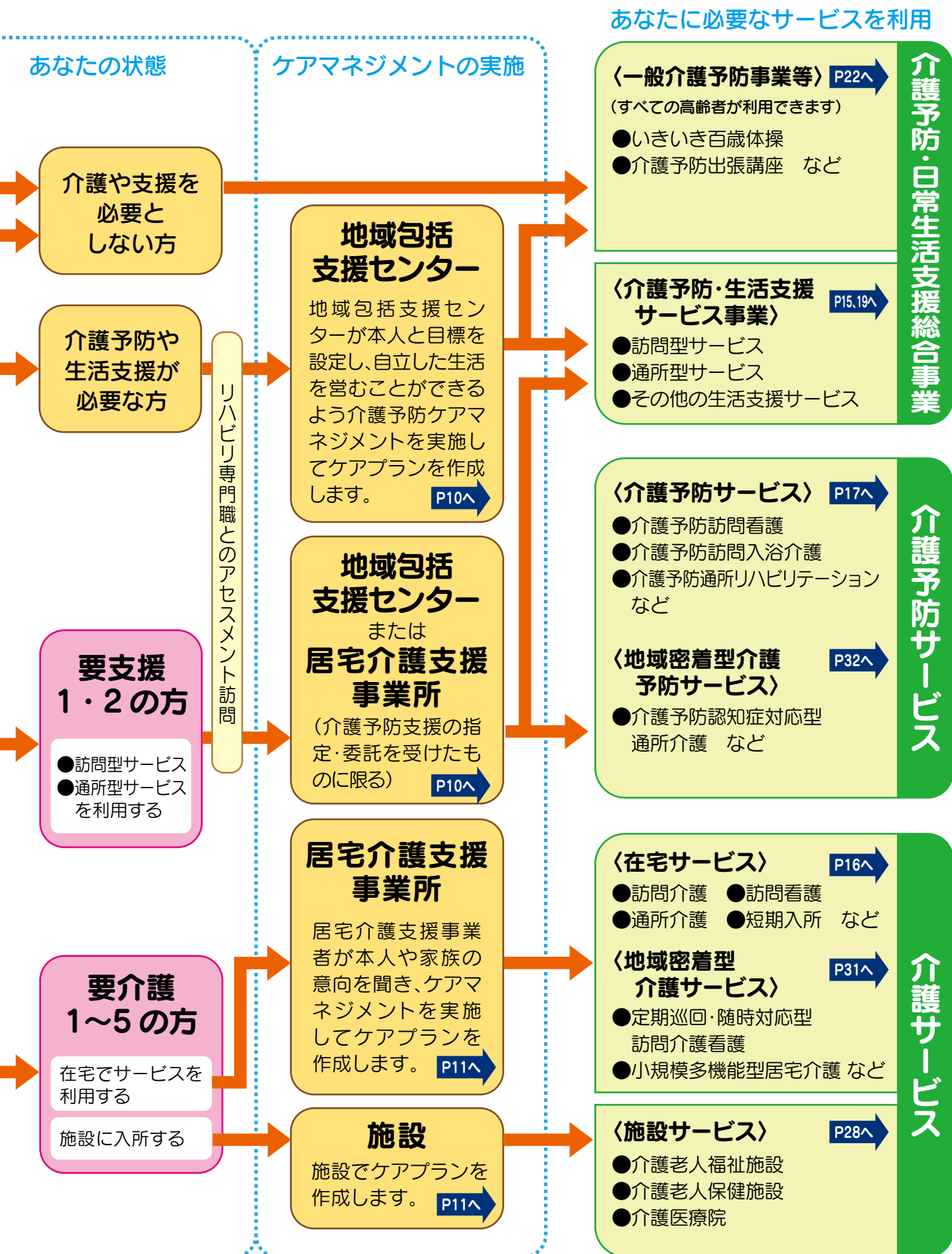
審査・判定



認定結果の通知

P78

非該当の方



4 要介護認定の手続き(申請から要介護認定まで)

介護保険のサービスを利用するには、市に申請をして、要介護(要支援)認定を受ける必要があります。

介護保険のサービスを利用するまでの流れは以下のようになっています。

1 要介護(要支援)認定の申請をします

申請窓口は、山口市各総合支所(小郡は小郡保健福祉センター)の介護保険担当課または各地域交流センター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)及び徳地・阿東各分館、大海総合センターです。

申請は本人のほか、家族、成年後見人、法令で定められた居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センターによる代行申請ができます。

■申請には以下のものが必要です

- 要介護・要支援認定申請書
(氏名や住所、マイナンバーなどの記入が必要です)
- 介護保険被保険者証
- 医療保険の加入関係を確認できるもの
(第2号被保険者の場合)



※上記以外に、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の本人確認書類などが必要です。

居宅介護支援事業者とは

市町村などの指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護(要支援)認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者と連絡・調整をします。申請を代行できる事業者は、厚生労働省令で定められています。

2 認定調査を行います

●訪問調査

調査員が自宅等を訪問し、心身の状態や、日頃の生活状況などについて、本人や家族などから聞き取り調査をします(全国共通の調査票を使用しています)。

P9へ



●主治医意見書

市が依頼し、主治医が医学的な観点からの心身の状態等について意見書を作成します。

※山口市では医師会作成のアンケートの記入をお願いしています(医師へより詳しい情報をお伝えすることができます)。

認定の有効期間と更新申請手続き

要介護(要支援)認定の有効期間は新規・変更申請の場合は12か月、更新申請の場合は最長48か月です。また、認定の効力発生日は認定申請日になります(更新の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日)。引き続き介護保険のサービスを利用する見込みである場合、認定有効期間満了前に更新の申請が必要です。申請は、認定有効期間満了日の60日前から受け付けます。

3 審査・判定します

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定(一次判定)を行い、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分を判定(二次判定)します。

●**コンピュータ判定の結果(一次判定の結果)**
公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理します。

●**特記事項**
基本調査で盛り込めない、日頃の詳しい生活状況などについて訪問調査員が記入します。

●**主治医意見書**
主治医が作成した心身の状態等についての意見書です。

介護認定審査会が 審査・判定(二次判定)

介護認定審査会は医療・保健・福祉の専門家によって構成されます。

基本調査などの結果(一次判定の結果)と特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会が審査・判定します(二次判定)。長期間、状態が安定している方については二次判定の手続きが、簡素化される場合があります。



4 審査結果にもとづいて 認定結果を通知します

以下の要介護状態区分に認定します。結果を記載した「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、利用者負担の割合(13ページ参照)を記載した「介護保険負担割合証」も発行します。

要介護 1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な方などです。介護保険の介護サービスが利用できます。

P11へ

要支援 1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い方などです。介護保険の介護予防サービスと山口市が行う「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P10へ

非該当

要介護・要支援に該当しない方です。基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合、山口市が行う介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます(介護予防・生活支援サービス事業対象者)。

また、生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」が利用できます。介護保険のサービスは利用できません。

P10へ

認定結果は、原則として申請から30日以内に通知されます(認定結果などに不服がある場合は、審査請求を行うことができます)。

5 訪問調査

訪問調査

厚生労働省が示している「認定調査員テキスト」に基づき調査します。
訪問調査員が本人や家族、施設職員等から、心身や介護の状況について聞き取りや動作の調査を行います。

基本調査項目

- | | | |
|---|--|---------------------------------------|
| ☐ 麻痺(まひ)等 | ☐ 聴力 | ☐ 徘徊 |
| ☐ 拘縮(関節の動く範囲の制限) | ☐ 移乗(いす等への乗り移り) | ☐ 精神・行動障害 |
| ☐ 寝返り | ☐ 移動 | ☐ 薬の内服 |
| ☐ 起き上がり | ☐ えん下(食べ物の飲み込み) | ☐ 金銭の管理 |
| ☐ 座位保持 | ☐ 食事摂取 | ☐ 日常の意思決定 |
| ☐ 両足での立位保持 | ☐ 排尿、排便 | ☐ 集団への不適応 |
| ☐ 歩行 | ☐ 口腔清潔、洗顔、整髪 | ☐ 買い物 |
| ☐ 立ち上がり | ☐ 衣服の着脱 | ☐ 簡単な調理 |
| ☐ 片足での立位 | ☐ 外出頻度 | ☐ 過去14日間に受けた医療 |
| ☐ 洗身・つめ切り | ☐ 意思の伝達 | ☐ 日常生活自立度 |
| ☐ 視力 | ☐ 記憶、理解 | |

※下線の項目は、実際に行っていただく項目です。横になって行うものや、いすに座って行う調査があります。行うことができない場合は、日頃の状況を本人や介護者(家族、施設職員等)から聞き取らせていただきます。

訪問調査を受けるときは…

体調のよいとき(通常時)に調査を受ける

いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができないことがあります。

困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。介護をする上で困られていることなどはメモをしておくで安心です。

家族などに同席してもらう

いつも介護をしている家族などに同席してもらえば、より正確な調査ができます。

日常使っている補装具があれば伝える

つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう。

ここが知りたい

介護保険!!

Q. 申請後、認定結果が通知されるまでの間でも介護サービスを利用できますか？

- A. 認定結果が通知された後に、介護サービスを利用していただくことが原則ですが、やむをえない理由や緊急の場合などは、認定結果が通知されるまでの間でも、「暫定ケアプラン」を作成して届けを出すことで、「1割」、「2割」または「3割」の自己負担で介護サービスを利用できます。ただし、認定の結果が「非該当(自立)」となった場合は、全額自己負担となります。

6 介護予防サービス 介護予防・日常生活支援総合事業利用開始までの流れ

「要支援1・2」と認定された方

基本チェックリスト等により生活機能の低下がみられた方

本人の状態や生活状況に応じ、自立した生活を営むことができるように、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所（介護予防支援の指定・委託を受けたものに限る）がケアプラン作成を担当します。

地域包括支援センター等に相談

- ・ 地域包括支援センター等の専門職がご自宅に伺い、健康状態やお困りごとについて伺います。気になっていることを、ご相談ください（まずは、お電話でも大丈夫です）。

リハビリ専門職とのアセスメント訪問



- ・ 地域包括支援センター職員等の訪問に、リハビリ専門職が同行し、心身の状態や生活の環境を確認させていただきます（リハビリ専門職の関与を既に受けている方は除く）。
- ・ 自分らしい生活を取り戻すためには、何に取り組みればよいかを一緒に考え、元気になるための目標設定を支援します。

地域包括支援センター等へ介護予防ケアプラン作成を依頼

介護予防ケアプランの作成

- ・ 地域包括支援センター等のケアマネジャーがケアプランを作成します。

サービス提供者と契約

介護予防サービス 介護予防・日常生活支援総合事業の利用開始

- ・ サービスを利用することによって、介護予防に取り組みます。
- ・ ケアマネジャーが、一定期間経過後に介護予防ケアプランで設定された目標が達成されたかどうか評価し、必要時見直します。

サービスを上手に活用し、
介護予防に取り組みましょう！

- ☐ 住み慣れた自宅で自分らしく過ごすために、目標や期間を決めて必要なサポートを利用しましょう。
- ☐ サービスを使う中で学んだことを日常生活に取り入れながら、自分でできることを増やせるよう意識してみましょう。

ここが知りたい

介護保険！！

Q. ケアプラン（介護サービス計画）は必要ですか？

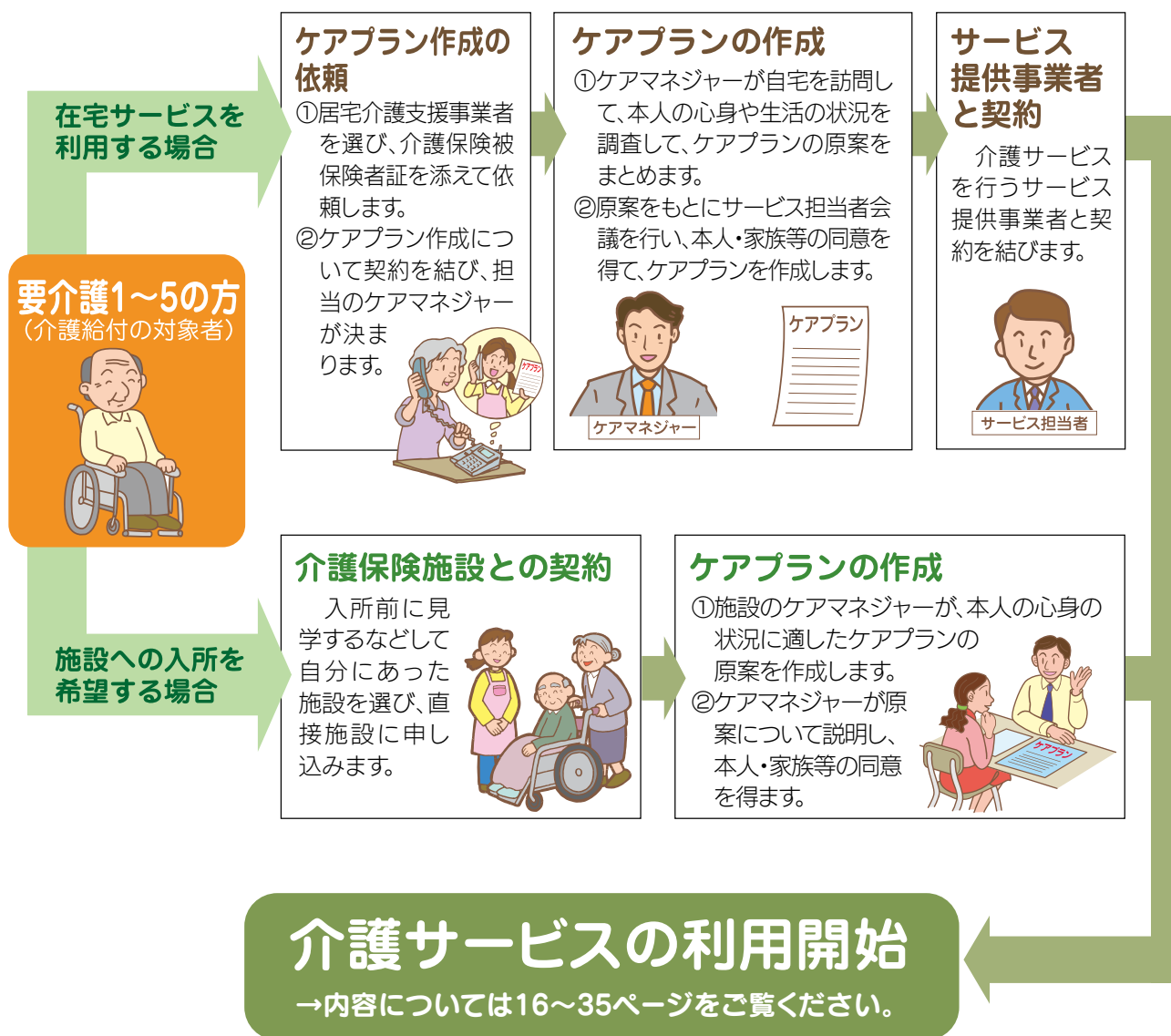
A. 介護サービスはケアプランに基づき提供されます。利用者の心身の状態や家族の状態に応じて自立した生活を送るために必要な介護保険のサービスを効果的・計画的に利用するために、ケアプランの役割は重要です。なお、ケアプランの作成費用は、介護保険で全額負担しますので、自己負担はありません。

7 介護サービス利用開始までの流れ

「要介護1～5」と認定された方

要介護1～5と認定された方は、介護サービスを利用できます。

介護サービスには、在宅サービスのほか、施設に入所して利用するサービスがあります。



☆ケアプランは意向を伝えて納得のいくものを！

ケアプランは基本的にはケアマネジャーが立案することになりますが、その際にサービスを受ける本人や家族の意向を十分に伝えるようにしましょう。

分からないことや納得のいかない点があれば、ケアマネジャーにきちんと確認をすることも重要です。

ただし、受けられるサービスは要介護度によって制約があります。また、サービスを利用するには費用の「1割」、「2割」または「3割」が自己負担となり、要介護度ごとに利用限度額が決まっています。費用の負担が、重荷にならない範囲でサービスを決めるようにしましょう。

8 介護保険サービスの種類

要介護(要支援)認定を受けた方、基本チェックリスト等により生活機能の低下がみられた方で総合事業対象者となった方は、介護保険で次のようなサービスを利用することができます。

在宅サービス	総合事業対象者	介護予防・日常生活支援総合事業	※総合事業対象者は★のサービスが利用できます。 要支援1・2の方は★と■のサービスが利用できます。	
			■指定相当訪問型サービス P15 ★一般事業者訪問型サービス P15 ■介護予防訪問看護 P17 ■介護予防訪問リハビリテーション P18 ■指定相当通所型サービス P19 ★足腰機能アップ教室 P19 ★元気いきいきひろば P19 ■介護予防通所リハビリテーション P21 ■介護予防短期入所療養介護 P24 ■介護予防福祉用具購入費支給 P25 ■介護予防住宅改修費支給 P27	★指定事業者訪問型サービス P15 ★短期集中訪問型サービス P15 ■介護予防訪問入浴介護 P17 ■介護予防居宅療養管理指導 P18 ★体と脳の機能アップ教室 P19 ★運動機能アップ教室 P19 ★短期集中通所型サービス P19 ■介護予防短期入所生活介護 P24 ■介護予防特定施設入居者生活介護 P25 ■介護予防福祉用具貸与 P26
	要支援1・2の方	介護予防サービス		
	要介護1～5の方	居宅介護サービス	●訪問介護 P16 ●訪問入浴介護 P17 ●居宅療養管理指導 P18 ●通所リハビリテーション P21 ●短期入所療養介護 P24 ●福祉用具購入費支給 P25 ●住宅改修費支給 P27	●訪問看護 P17 ●訪問リハビリテーション P18 ●通所介護 P20 ●短期入所生活介護 P24 ●特定施設入居者生活介護 P25 ●福祉用具貸与 P26
施設サービス	要介護1～5の方	施設サービス	●介護老人福祉施設 P29 ※原則要介護3以上の方	●介護老人保健施設 P30 ●介護医療院 P30
地域密着型サービス	要支援1・2の方	地域密着型介護予防サービス	■介護予防小規模多機能型居宅介護 P32 ■介護予防認知症対応型通所介護 P34 ■介護予防認知症対応型共同生活介護※要支援2の方のみ P35	
※原則として、 山口市の住民の方のみ利用できます。	要介護1～5の方	地域密着型介護サービス	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 P31 ●看護小規模多機能型居宅介護 P33 ●認知症対応型通所介護 P34 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※新規入所は原則要介護3以上の方 P35	●小規模多機能型居宅介護 P32 ●地域密着型通所介護 P34 ●認知症対応型共同生活介護 P35

◎認定の結果が、要支援か要介護かによって利用できるサービスが異なります。

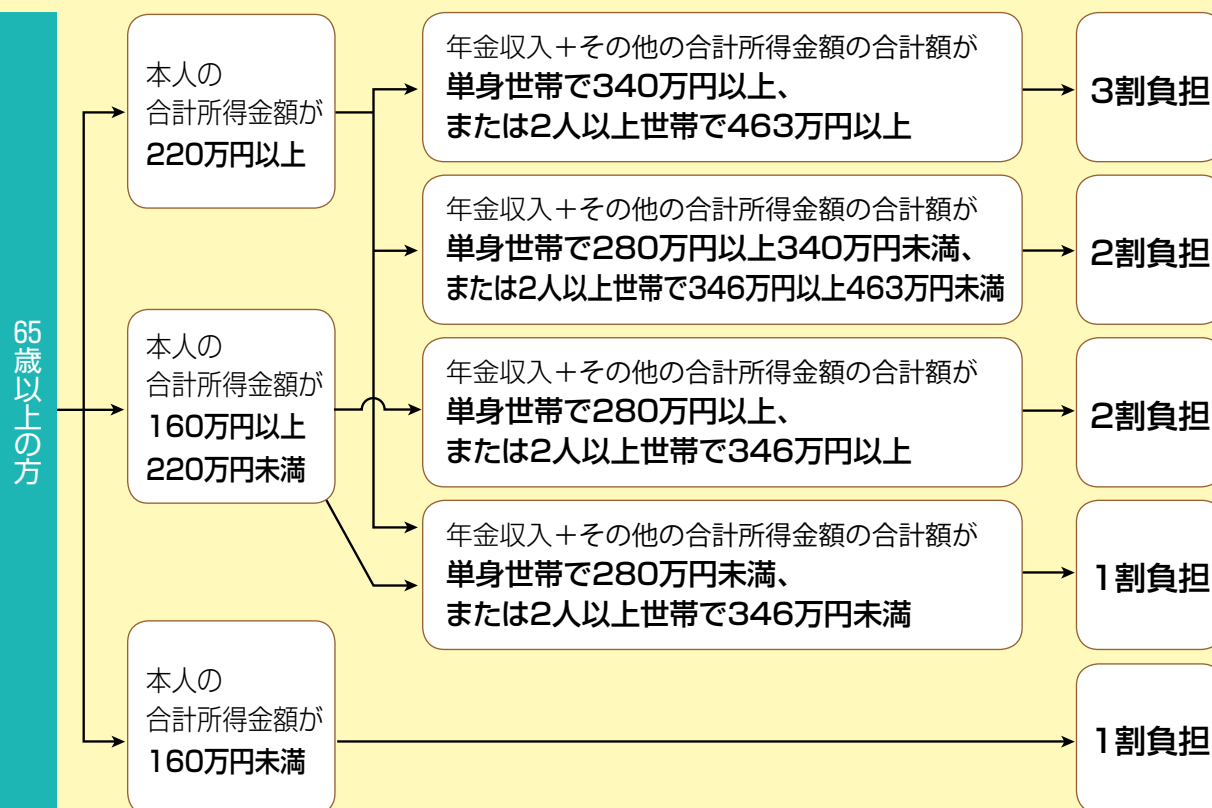
◎要支援の方は予防に重点を置いたサービス、要介護の方は介護サービスが利用できます。

◎基本チェックリスト等により生活機能の低下がみられた方で総合事業対象者となった方は、総合事業の介護予防・生活支援サービスが利用できます。

9 自己負担の支払い

介護保険のサービスを利用する際、利用者は原則としてサービスにかかった費用の**1割～3割**を自己負担します。

介護保険の自己負担割合判定基準



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

- ※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。
- ※2 「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、公的年金等の雑所得を除いた所得金額をいいます。
「年金収入」には、遺族年金・障害年金等の非課税年金は含みません。

ここが知りたい 介護保険!!

Q. 自分の負担割合を知るにはどうしたらよいのですか？

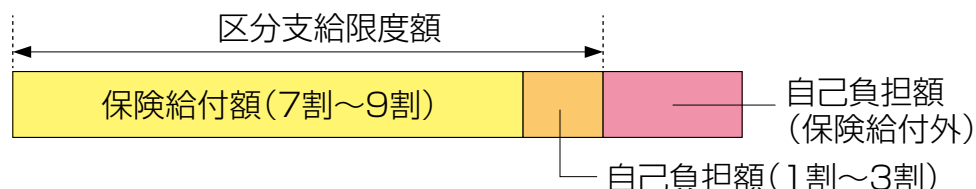
- A.** 負担割合は前年中の所得等に基づき、決定します。介護サービスを利用する際に確認できるよう、山口市で要介護(要支援)認定を受けている方全員に介護保険負担割合証を交付します。交付時期は、新規に要介護認定申請をされたとき、既に認定を受けている方は、負担割合証の年度切り替え(毎年8月1日)のときになります。

10 在宅サービスの区分支給限度額

在宅サービスには、要介護度ごとに区分支給限度額が設定されています。

区分支給限度額の範囲内でサービスを利用した場合、利用者は費用の1割～3割を負担し、残りは介護保険から給付されます。

区分支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の自己負担になります。



要介護度		1か月当たりの区分支給限度額
総合事業対象者		50,320 円
要支援	要支援1	50,320 円
	要支援2	105,310 円
要介護	要介護1	167,650 円
	要介護2	197,050 円
	要介護3	270,480 円
	要介護4	309,380 円
	要介護5	362,170 円

訪問系サービス、通所系サービス、多機能系サービスの同一建物減算等の適用を受ける場合の区分支給限度額管理は、減算の適用前の単位数を用います。また、通所介護・通所リハビリテーションの大規模型を利用する人は、通常規模型の単位数を用います。

要介護度に関係なく限度額が設定されるサービスの費用

- 福祉用具購入費の支給(4月から翌年3月までの1年間) 10万円
- 住宅改修費の支給(1人につき) 20万円

在宅サービス及び地域密着型サービスのうち、区分支給限度額の対象サービスと対象外のサービス ※印は介護予防サービス(相当)がある場合も含まれます。

区分支給限度額に含まれるサービス

- 訪問介護※
- 訪問入浴介護※
- 訪問看護※
- 訪問リハビリテーション※
- 通所介護
- 通所リハビリテーション※
- 福祉用具貸与※
- 短期入所生活介護※
- 短期入所療養介護※
- 特定施設入所者生活介護(短期利用に限る)※
- 定期巡回・随時対応サービス
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護※
- 小規模多機能型居宅介護※
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)※
- 地域密着型特定施設入所者生活介護(短期利用に限る)
- 看護小規模多機能型居宅介護

区分支給限度額に含まれないサービス

- 居宅療養管理指導※
- 特定施設入所者生活介護(外部サービス利用型を除く)(短期利用を除く)※
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)※
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

11 在宅で利用できるサービス

在宅で利用できるサービスには、家庭に訪問してもらうサービス、施設に日帰りで通うサービス、短期入所サービス、その他のサービスがあります。

自己負担額のめやすは、1割負担で算出しています。利用するサービス等により、各種加算等が生じる場合があります。

家庭に訪問してもらうサービス

介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス

事業

支援

●指定相当訪問型サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。認知機能や運動器機能の低下により身体介護を含む生活援助が必要な方が対象です。

●自己負担額のめやす（月単位の定額）

週1回程度の利用	1か月1,176円（総合事業対象者、要支援1・2）
週2回程度の利用	1か月2,349円（総合事業対象者、要支援1・2）
週2回程度を超える利用	1か月3,727円（総合事業対象者、要支援2のみ）

●指定事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-①）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活援助を行います。
（身体介護を伴わない調理、掃除などの生活援助）

●自己負担額のめやす（月単位の定額）

週1回程度の利用	1か月1,020円（総合事業対象者、要支援1・2）
週2回程度の利用	1か月2,040円（総合事業対象者、要支援1・2）
週2回程度を超える利用	1か月3,240円（要支援2のみ）

●一般事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-②）

訪問サービス事業者の職員が自宅を訪問し、生活援助を行います。
（掃除、買い物などの簡易な生活援助）

●自己負担額のめやす

利用時間30分まで	1回 80円
利用時間1時間まで	1回140円

●短期集中訪問型サービス（訪問型サービスC）

リハビリテーション等の専門職が、自宅を訪問し、生活環境調整や日常生活動作の助言等を行います。
（退院直後など集中的に専門職が関わることで改善が見込める方が対象）

●自己負担額のめやす

1回	300円
----	------

訪問介護 ～ホームヘルプサービス～

介護

訪問介護員（ホームヘルパー）に自宅を訪問してもらい、食事、入浴、排泄等の身のまわりの支援などを受けることができます。



訪問介護でできること

身体介護 利用者本人を直接援助するサービス

- ・食事、入浴、排泄、衣類の着脱の介助
 - ・身体の清拭、洗髪の介助 など
- ※世帯や家族の状況にかかわらず、利用することができます。

通院等乗降介助

- ・通院等のための乗車または降車の介助及びその前後に行う必要な介助

生活援助 利用者の生活を援助するサービス

- ・食事の用意や衣類の洗濯
- ・住居等の清掃や生活必需品の買物 など

※介護保険で生活援助が利用できるのは、次のような場合です。

- ①利用者が一人暮らしの場合
- ②家族など同居者がいるが病気等の理由により家事を行うことが困難である場合



訪問介護でできないこと

介護保険はみなさんの保険料や公費によって成り立つものです。原則として次のようなサービスは介護保険の対象とはなりません。全額自己負担での利用となります。

- ①利用者本人以外のための援助（利用者以外の部屋の掃除など）
- ②日常生活に支障がない援助（庭の草むしりなど）
- ③日常的に行う家事の範囲を超える援助（大掃除など）

介護（要介護 1～5 の方）訪問介護

●自己負担額のめやす（1割負担の場合）

身体介護	20分未満	163円
	20分以上30分未満	244円
	30分以上1時間未満	387円
	1時間以上1時間30分未満	567円
	1時間30分以上(30分増すごとに)	82円を加算
生活援助	20分以上45分未満	179円
	45分以上	220円
通院等乗降介助	1回につき	97円 ※別途運賃が必要となります。
・早朝（午前 6時～午前8時）は25%増 ・深夜（午後10時～翌朝6時）は50%増 ・夜間（午後6時～午後10時）は25%増		

※初回加算、介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

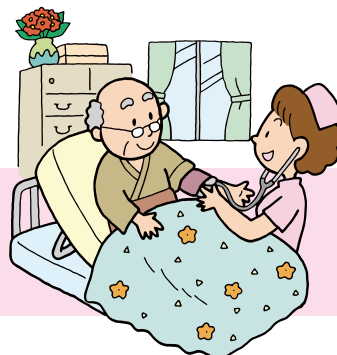
訪問看護

支援

介護

看護師などに自宅を訪問してもらい、主治医の指示のもと、療養上のお世話や必要な診療の補助を受けることができます。

- ・ 血圧や脈拍などの病状のチェック
- ・ 床ずれの予防や処置
- ・ 経管栄養、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置



支援（要支援 1・2 の方）介護予防訪問看護

介護（要介護 1～5 の方）訪問看護

●自己負担額のめやす（1割負担の場合）

内 容 時 間	訪問看護ステーション が行う場合		医療機関が行う場合	
	要支援1・2	要介護1～5	要支援1・2	要介護1～5
20分未満	303円	314円	256円	266円
20分以上30分未満	451円	471円	382円	399円
30分以上1時間未満	794円	823円	553円	574円
1時間以上1時間30分未満	1,090円	1,128円	814円	844円
・ 早朝（午前 6時～午前8時）は25%増 ・ 夜間（午後6時～午後10時）は25%増 ・ 深夜（午後10時～翌朝6時）は50%増				

※初回加算、特別管理加算などの各種加算があります。

訪問入浴介護

支援

介護

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで自宅に訪問してもらい、入浴の介助を受けることができます。

支援（要支援 1・2 の方）介護予防訪問入浴介護

介護（要介護 1～5 の方）訪問入浴介護



●自己負担額のめやす（1割負担の場合）

要支援1・2の方	1回につき	856円
要介護1～5の方	1回につき	1,266円

※初回加算や介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

訪問リハビリテーション

支援

介護

通院が困難な場合など、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などのリハビリの専門職に自宅を訪問してもらい、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを受けることができます。

支援（要支援 1・2 の方）介護予防訪問リハビリテーション

介護（要介護 1～5 の方）訪問リハビリテーション

●自己負担額のめやす（1割負担の場合）

要支援 1・2 の方	1 回につき	298円
要介護 1～5 の方	1 回につき	308円

※サービス提供体制強化加算などの各種加算があります。

居宅療養管理指導

支援

介護

要介護（要支援）認定を受けた方やその家族は、医師、歯科医師、薬剤師などに訪問してもらい、療養上の管理指導を受けることができます。ただし、継続的な居宅療養管理指導の必要のない方や家族や介助者等の助けを借りずに通院できる方は利用できません。

支援（要支援 1・2 の方）介護予防居宅療養管理指導

介護（要介護 1～5 の方）居宅療養管理指導

●自己負担額のめやす（1割負担の場合）		単一建物居住者 1人に対して 行う場合	単一建物居住者 2～9人に対して 行う場合	単一建物居住者 10人以上に対して 行う場合
医師が行う場合	1か月に2回を限度	515円	487円	446円
歯科医師が行う場合	1か月に2回を限度	517円	487円	441円
病院又は診療所の 薬剤師が行う場合	1か月に2回を限度	566円	417円	380円
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回を限度 (がん末期等の患者の 場合は月8回を限度)	518円	379円	342円
居宅療養管理指導を行う事業所の 管理栄養士が行う場合	1か月に2回を限度	545円	487円	444円
居宅療養管理指導を行う事業所以外の 管理栄養士が行う場合	1か月に2回を限度	525円	467円	424円
歯科衛生士等が歯科医師 の判断に基づき行う場合	1か月に4回を限度	362円	326円	295円

※単一建物居住者とは、養護老人ホーム、有料老人ホーム、マンションなどの集合住宅等に入所または入居している利用者のうち、同じ事業所から同一月に訪問診療や居宅療養管理指導を受ける場合のことをいいます。

日帰りで通うサービス

介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス

事業

支援

●指定相当通所型サービス

通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。

●自己負担額のめやす（月単位の定額）

総合事業対象者、要支援1・2 … 1か月1,798円（週1回程度の利用）

総合事業対象者、要支援2 …… 1か月3,621円（週2回程度の利用）

●体と脳の機能アップ教室（通所型サービスA-①）

通所介護施設で、心身機能の低下がみられる方に運動メニューや認知症予防プログラムなどを行います。

●自己負担額のめやす（月単位の定額）

総合事業対象者、要支援1・2 … 1か月1,460円（週1回程度の利用）

総合事業対象者、要支援2 …… 1か月2,930円（週2回程度の利用）

●足腰機能アップ教室（通所型サービスA-②）

通所介護施設で、心身機能の低下がみられる方にリハビリに特化した介護予防プログラムを行います。

●自己負担額のめやす（月単位の定額）

総合事業対象者、要支援1・2 … 1か月1,390円（週1回程度の利用）

総合事業対象者、要支援2 …… 1か月2,800円（週2回程度の利用）

●運動機能アップ教室（通所型サービスA-③）

心身機能の低下がみられる方にリハビリに特化した介護予防プログラムを行います。

●自己負担額のめやす

1回……………300円

●元氣いきいきひろば（通所型サービスB）

介護予防のための運動や生きがいにつながる活動などを行う高齢者の集いのひろばです。

●自己負担額のめやす

1回…運営者の設定金額

●短期集中通所型サービス（通所型サービスC）

リハビリ専門職等が、病気や退院直後等により、身体機能等が一時的に低下している人に、運動機能や生活動作、栄養状態等の改善のため、短期・集中的に関わります。

面談を中心に、3か月間のプログラムを行います。

※短期集中訪問型サービスと一体的に実施します。

●自己負担額のめやす

1回……………300円

通所介護 ～デイサービス～

介護

デイサービスセンターなどの施設へ通い、食事の提供、入浴の介助や日常生活上の支援などを受けることができます。

- ・ 看護師や保健師などによる健康チェックや日常生活動作訓練
- ・ 移動や排泄の介助、見守りなどのサービス
- ・ レクリエーションなど、高齢者同士の交流

介護（要介護 1～5 の方）通所介護

●自己負担額のめやす（1割負担の場合） 通常規模事業所の場合（7時間以上8時間未満）

要介護1	1回につき	658円
要介護2	1回につき	777円
要介護3	1回につき	900円
要介護4	1回につき	1,023円
要介護5	1回につき	1,148円
・ 入浴介助を行った場合40円または55円 ・ 個別機能訓練を行った場合56円または76円 ・ 栄養改善のためのサービスを行った場合200円 ・ 口腔ケアや指導を行った場合150円または160円		が加算されます。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

※サービス提供体制強化加算や介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

これらのサービスは、利用する方の状態にあわせて、デイサービス等で行われます。

● 運動器の機能向上

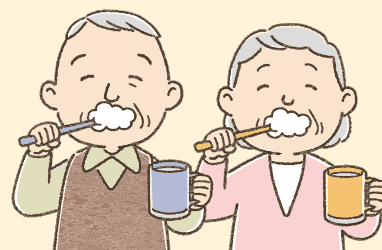
.....柔軟体操や筋力低下を防ぐための運動やトレーニング

● 栄養改善

.....低栄養を予防するための食べ方、食材の選び方の指導

● 口腔ケア

.....歯みがきや義歯の手入れ、食べることや飲み込む機能を向上させるための指導



※入浴サービスなど、提供するサービスは事業所ごとに異なりますので、詳細は事業所にお問い合わせください。

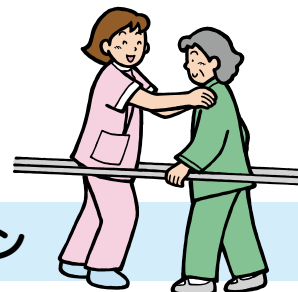
通所リハビリテーション ～デイケア～

支援

介護

介護老人保健施設などの施設へ通い、理学療法士等によるリハビリテーションのほか、食事の提供や入浴の介助、レクリエーションなどを受けることができます。

- ・医師の指示に基づく、理学・作業療法士によるリハビリテーション
- ・利用者が参加するレクリエーション



支援（要支援 1・2 の方）介護予防通所リハビリテーション

●自己負担額のめやす（1割負担の場合）

要支援1	1か月につき	2,268円
要支援2	1か月につき	4,228円
・栄養改善のためのサービスを行った場合……………200円 ・口腔ケアや指導を行った場合……………150円～160円		

が加算されます。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

※サービス提供体制強化加算や介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

介護（要介護 1～5 の方）通所リハビリテーション

●自己負担額のめやす（1割負担の場合） 通常規模事務所の場合（7時間以上8時間未満）

要介護1	1回につき	762円
要介護2	1回につき	903円
要介護3	1回につき	1,046円
要介護4	1回につき	1,215円
要介護5	1回につき	1,379円
・入浴介助を行った場合……………40円または60円 ・栄養改善のためのサービスを行った場合……………200円 ・口腔ケアや指導を行った場合……………150円～160円 ・短期集中的に個別リハビリテーションを受けた場合……………110円		

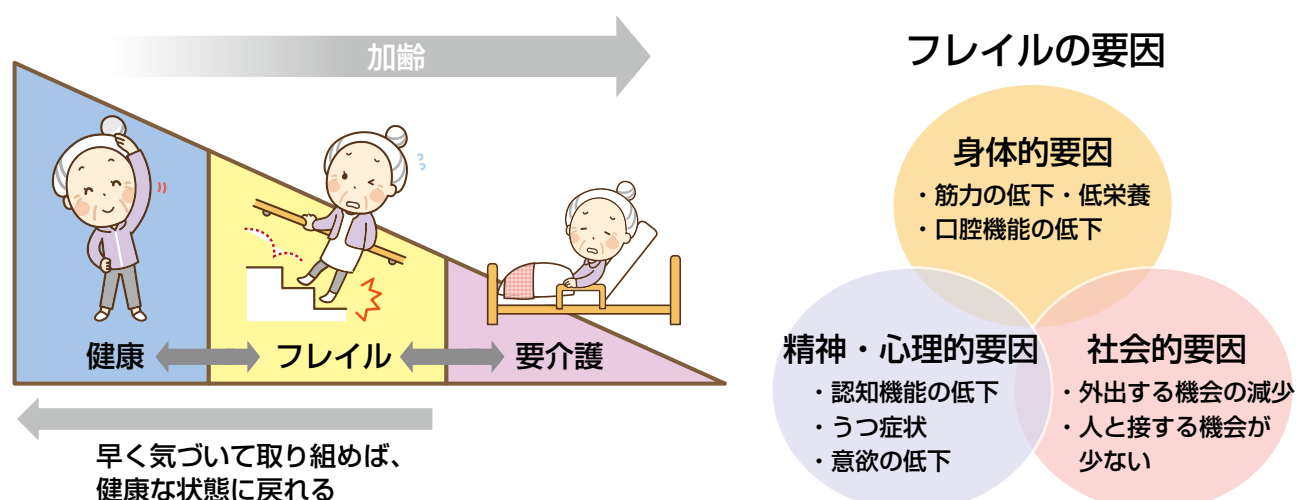
が加算されます。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

※サービス提供体制強化加算や介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

自分らしく元気に暮らし続けるために フレイルに要注意

フレイルとは、加齢とともに体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態を指します。フレイルは、そのまま放置すると、要介護状態になる可能性があります。早めに気づいて、適切に行動することにより、健康な状態に戻ることができます。



フレイルを防ぐために大切な3つの柱

下記は、フレイル予防のために重要な3つの柱です。それぞれの取組が相互に影響し合って、フレイルの予防・改善効果を高めます。

社会参加

趣味活動、ボランティア、スポーツ、仕事 など

身体活動

ウォーキング、ストレッチ
家事、農業など

栄養

バランスのよい食事
口腔ケア

知っていますか？介護予防



「介護予防」とは、

- ・ 介護が必要な状態になることをできる限り予防すること
 - ・ もし介護が必要になっても、それ以上悪化しないようにすること
- です。

介護保険法第4条では、国民の努力および義務として、

「自ら要介護状態になることを予防するため、常に健康の保持増進に努めること」
「自身の持っている能力の維持向上に努めること」 と定めています。

いきいき百歳体操

百歳体操は、何歳になっても元気で楽しく生活するための体操です。すべて簡単・安全なので誰でもすぐに始めることができます。

いきいき百歳体操とは？

おもいを使ったゆっくりとした筋肉運動で、週1回継続して行うと効果的な体操です。



山口市内には、約170グループの体操グループがあり、身近な地域で楽しく活動しています。1人だと続けられなくても、仲間がいると継続に繋がります。

お近くの実施グループを知りたい、新たにグループを立ち上げたい方はこちらをチェック！



●お問い合わせ先 高齢福祉課 TEL 083-934-2758

介護予防出張講座

介護予防に関する講師を高齢者等のグループに派遣します。



高齢者を含むグループや地域団体が、介護予防や生活改善について専門の講師から学ぶことができます。転倒骨折予防や認知症予防、栄養改善等について、自宅でも取り入れることのできる知識や手法を学んでみませんか。

講座メニューや利用条件等はこちらをチェック！



●お問い合わせ先 高齢福祉課 TEL 083-934-2758

認知症カフェ

認知症を理解し、支える地域の拠点です。



認知症の人とその家族、地域の人や専門職の人など、誰もが気軽に参加でき、情報交換や交流する場です。認知症に関する情報を得たり、相談をすることもできます。認知症の人の趣味や特技を活かして、活動できる場でもあります。

市内のカフェ情報はこちらをチェック！



●お問い合わせ先 高齢福祉課 TEL 083-934-2792

すこやかボランティア

ボランティア活動を通じて、介護予防や生きがいづくりを図ってみませんか？



「すこやかボランティア」に登録していただき、介護保険施設等でボランティア活動を行うと「ポイント」が付与され、たまったポイントを換金または商品券に転換することができます。

詳しくはこちらでご確認ください！



●お問い合わせ先 高齢福祉課 TEL 083-934-2793

短期入所サービス

短期入所生活介護・短期入所療養介護 ～ショートステイ～

支援

介護

特別養護老人ホームや老人保健施設、病院などの施設へ短期間入所し、食事、入浴、排泄などの介助や日常生活上の支援、機能訓練などのサービスを受けることができます。

◎短期入所サービスはあくまでも在宅生活の継続のために利用するサービスです。

短期入所サービスの連続した利用は30日までです。連続して30日を超えない場合であっても、短期入所サービスの利用日数は、要介護(要支援)認定の有効期間のおおむね半数を超えないことを目安とします。

支援 (要支援 1・2 の方) 介護予防短期入所生活介護

介護 (要介護 1～5 の方) 短期入所生活介護

●自己負担額のめやす(1割負担の場合) 介護老人福祉施設に併設の場合／1日当たり

【従来型個室】

要支援1	451円
要支援2	561円
要介護1	603円
要介護2	672円
要介護3	745円
要介護4	815円
要介護5	884円

【多床室】

要支援1	451円
要支援2	561円
要介護1	603円
要介護2	672円
要介護3	745円
要介護4	815円
要介護5	884円

【ユニット型個室・個室的多床室】

要支援1	529円
要支援2	656円
要介護1	704円
要介護2	772円
要介護3	847円
要介護4	918円
要介護5	987円

※これらの費用のほか、食費、滞在費、日常生活費がかかります。

※サービス提供体制強化加算や介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

支援 (要支援 1・2 の方) 介護予防短期入所療養介護

介護 (要介護 1～5 の方) 短期入所療養介護

●自己負担額のめやす(1割負担の場合) 介護老人保健施設の場合／1日当たり

【従来型個室】

要支援1	579円
要支援2	726円
要介護1	753円
要介護2	801円
要介護3	864円
要介護4	918円
要介護5	971円

【多床室】

要支援1	613円
要支援2	774円
要介護1	830円
要介護2	880円
要介護3	944円
要介護4	997円
要介護5	1,052円

【ユニット型個室・個室的多床室】

要支援1	624円
要支援2	789円
要介護1	836円
要介護2	883円
要介護3	948円
要介護4	1,003円
要介護5	1,056円

※これらの費用のほか、食費、滞在費、日常生活費がかかります。

※サービス提供体制強化加算や介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

その他のサービス

特定施設入居者生活介護

支援

介護

有料老人ホームなどに入居している方も、食事、入浴、排泄の介助などのサービスを介護保険で利用することができます。

支援 (要支援 1・2 の方) 介護予防特定施設入居者生活介護

介護 (要介護 1～5 の方) 特定施設入居者生活介護

●自己負担額のめやす(1割負担の場合)

要支援1	1日につき	183円
要支援2	1日につき	313円
要介護1	1日につき	542円
要介護2	1日につき	609円
要介護3	1日につき	679円
要介護4	1日につき	744円
要介護5	1日につき	813円

※食費や居室の賃貸借契約に必要となる費用(家賃・敷金・礼金・共益費等)は、保険の対象に含まれませんので、事業者にご確認ください。

※その他の居宅サービス(居宅療養管理指導を除く)と同時に利用することはできませんのでご注意ください。

※サービス提供体制強化加算や介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

福祉用具購入費の支給

支援

介護

下記の福祉用具を指定販売業者から購入した場合に、保険給付を受けることができます。費用は、一旦全額をお支払いいただき、市に申請すると、自己負担割合に応じて7割～9割が支給されます。

※上限額は4月から翌年3月までの1年間につき10万円です。



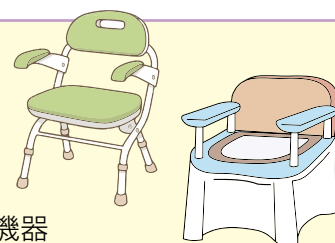
市ウエブ
サイト

購入の対象となる福祉用具

※要介護(要支援)認定申請前の購入は対象外となります。

- ① 腰掛便座 ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴補助用具【入浴用いすや浴槽用手すり、浴室内すのこなど】
- ④ 簡易浴槽 ⑤ 移動用リフトのつり具の部分 ⑥ 排泄予測支援機器
- ⑦ 固定用スロープ ⑧ 歩行器(歩行車を除く) ⑨ 単点杖(松葉杖を除く)、多点杖

※⑦～⑨については、購入と貸与(26ページ参照)の選択制です。



福祉用具購入費受領委任払いについて

介護保険の利用者が、購入費の1割～3割の自己負担分を指定販売業者に支払い、残りの給付金の受領を販売業者に委任する方法です。

受領委任払いを利用する際は、購入前に申請が必要です。介護保険料を滞納している方は利用できません。

福祉用具の貸与

支援

介護

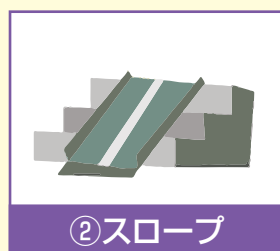
車いすや特殊寝台など、日常生活の自立を助けるための用具を借りることができます。レンタル費用の1割～3割が自己負担になります。
対象の品目は下図のとおりです。



市ウエ
ブサイ
ト

対象となる福祉用具

介護保険で貸与ができる福祉用具は以下の13品目です。
※要介護状態により、貸与(レンタル)可能な品目が異なります。



※要支援1・2および要介護1～3の方については尿のみを吸引するものに限る

【対象外品目の例外的給付について】

認定調査項目の結果から貸与の条件を満たす場合や、パーキンソン病、末期がん、重度のぜんそく発作や心疾患、嚥下障害などの疾患による原因で福祉用具が必要であると医師が判断し、サービス担当者会議を経て、市が確認した場合については、例外的に給付の対象となる場合があります。

対象となるかどうかは、担当のケアマネジャーにご相談ください。

※対象品目は、⑤～⑬の福祉用具になります。

●全国平均貸与価格及び貸与価格の上限について（3か月ごとに更新あり）

福祉用具専門相談員は、貸与検討中の商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することが義務付けられています。事業所ごとに金額が異なるため、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示してもらいましょう。

また、商品ごとに貸与価格の上限が設定されています。それを超えて貸与を行った場合、超過分の福祉用具貸与費は算定されません。3か月ごとに価格が更新されていますので、下記ウェブサイトにてご確認ください。

【厚生労働省ウェブサイト】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

全国平均貸与価格

検索



厚生労働省
ウェブサイ
ト

住宅改修費の支給

支援

介護

居宅での日常生活に支障がないように、住んでいる家に手すりをつけたりスロープを設置する等の費用に対して、自己負担割合に応じて7割～9割分を支給します。

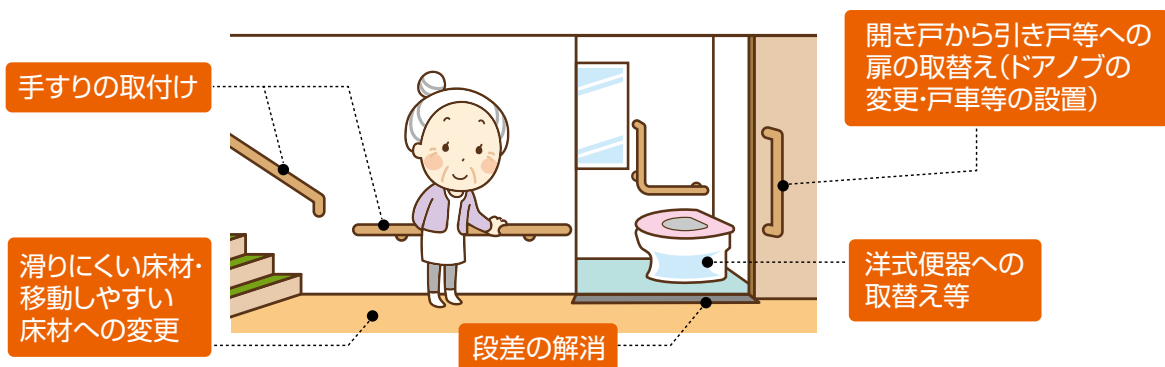


市ウエブ
サイト

※ 保険給付の対象となる住宅は、住民票の住所地の住宅です。

※ 新築、増築は対象外です。

※ 施工前の申請が必要です。施工前に市の窓口またはケアマネジャーにご相談ください。



介護保険の対象となる工事

- ① 手すりの取付け
 - ② 段差や傾斜の解消(スロープの設置など)
 - ③ 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - ④ 開き戸から引き戸等への扉の取替え及びそれに伴う扉の撤去
 - ⑤ 和式便器から洋式便器への取替え等
 - ⑥ その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※ 屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

利用限度額 20万円まで

- ※ 1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
※ 引越をした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給されます。

手続きの流れ

相談・検討

- 市の窓口やケアマネジャーに相談します。
- できるだけ複数の事業者から見積をとり、内容を検討しましょう。

申請

- 工事を始める前に市の窓口にて、住宅改修が必要な理由書や申請書、改修予定箇所の写真(日付入り)等、必要書類を提出し、改修の申請をします。

工事・支払い

- 市の審査結果を受けてから着工します。
- 改修後、写真を撮影します(日付入り)。
- 改修費用をいったん全額自己負担して事業者を支払います。

支給申請

- 工事が完了したら、市の窓口にて写真(日付入り)や領収書等を提出し、住宅改修費支給申請をします。

支給

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、20万円を上限として、実際にかかった費用から利用者負担額を除いた額が支給されます。

●住宅改修費受領委任払いについて

介護保険の利用者が、介護保険支給対象の1割～3割の自己負担分を住宅改修業者に支払い、残りの給付金の受領を住宅改修業者に委任する方法です。ただし、介護保険料を滞納している方は利用できません。受領委任払いの取扱いをしていない住宅改修業者もありますので、直接ご確認ください。

12 介護保険施設に入所(入院)するサービス

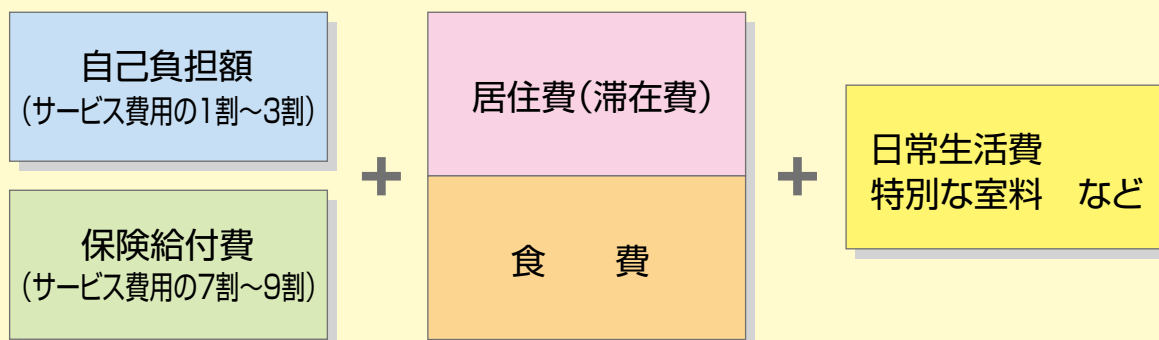
施設の入所にかかる費用

介護保険施設に入所(入院)した場合は、サービス費用の1割～3割を利用料として自己負担するほか、居住費(ショートステイの場合は滞在費)と食費についても、在宅の場合と同様にご負担いただきます。

※具体的な居住費(滞在費)や食費の金額は、利用者と施設の契約によって定められます。

- ◆ 居住費(滞在費) … 室料と光熱水費相当額のことです。
 - ◆ 食 費 … 食材料費相当額および調理費相当額のことです。
- ※このほかに、日常生活費、特別な室料がかかる場合があります。

施設の入所にかかる費用



所得の低い方に対しては、居住費(滞在費)、食費の利用者負担の軽減制度があります(41～43ページ参照)。

施設やショートステイの居室の種類

施設の居室には4つの種類があり、それぞれの居室で利用料も異なります。

◎ユニット型個室

少人数で利用する共同生活室のまわりに個室が配置されています。
共同生活室では、入所者同士が家庭的な雰囲気交流できます。

◎ユニット型個室的多床室(ユニット型準個室)

既存の居室をユニット型個室に改装したものです。

◎従来型個室

ユニットに属していない個室です。

◎多床室

2名～4名の入所者で利用する居室(相部屋)です。



介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護

常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方のための施設です。施設サービス計画に基づいて、食事、入浴、排泄などの介助、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理などのサービスを受けることができます。

介護（原則要介護 3～5 の方）介護老人福祉施設

●自己負担額のめやす（1割負担の場合・1日当たり）

【ユニット型個室】

要介護1（特例）	670円
要介護2（特例）	740円
要介護3	815円
要介護4	886円
要介護5	955円

【ユニット型個室的多床室】

要介護1（特例）	670円
要介護2（特例）	740円
要介護3	815円
要介護4	886円
要介護5	955円

【従来型個室】

要介護1（特例）	589円
要介護2（特例）	659円
要介護3	732円
要介護4	802円
要介護5	871円

【多床室】

要介護1（特例）	589円
要介護2（特例）	659円
要介護3	732円
要介護4	802円
要介護5	871円

※要介護1・2については、やむを得ない事情により特例的に入所した際の自己負担額となります。

※これらの費用のほか、食費、居住費、日常生活費がかかります。

※所得の低い方に対して、居住費・食費など、利用料の軽減制度があります。

くわしくは、41～43ページをご覧ください。

※栄養マネジメント強化加算、サービス提供体制強化加算などの各種加算があります。

特別養護老人ホームの特例入所・優先入所

要介護1・2の方でもやむを得ない事情により、在宅生活が困難な状況のときは、特例的に新規入所が認められる場合があります。

また、入所の決定は、申込順ではなく、本人の介護の必要性の高さや家族の状況によって判定する仕組みが導入されています。

詳しくは、担当のケアマネジャーや申込先の特別養護老人ホームにお問い合わせください。



介護老人保健施設（老人保健施設）

介護

病状が安定し、治療よりも看護や介護に重点をおいたケアが必要な方のための施設です。施設サービス計画に基づいて、医療、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活上の支援などのサービスを受けることができます。

介護（要介護 1～5 の方）介護老人保健施設

●自己負担額のめやす（1割負担の場合・1日当たり）

【ユニット型個室】

要介護1	802円
要介護2	848円
要介護3	913円
要介護4	968円
要介護5	1,018円

【ユニット型個室的多床室】

要介護1	802円
要介護2	848円
要介護3	913円
要介護4	968円
要介護5	1,018円

【従来型個室】

要介護1	717円
要介護2	763円
要介護3	828円
要介護4	883円
要介護5	932円

【多床室】

要介護1	793円
要介護2	843円
要介護3	908円
要介護4	961円
要介護5	1,012円

※これらの費用のほか、食費、居住費（滞在費）、日常生活費がかかります。

※栄養マネジメント強化加算、サービス提供体制強化加算などの各種加算があります。

介護医療院

介護

長期療養を必要とする方のための施設で、生活の場としての機能もそなえています。施設サービス計画に基づいて、医療と介護のサービスを一体的に受けることができます。

介護（要介護 1～5 の方）介護医療院

●自己負担額のめやす（1割負担の場合・1日当たり）

【ユニット型個室】

要介護1	850円
要介護2	960円
要介護3	1,199円
要介護4	1,300円
要介護5	1,392円

【ユニット型個室的多床室】

要介護1	850円
要介護2	960円
要介護3	1,199円
要介護4	1,300円
要介護5	1,392円

【従来型個室】

要介護1	721円
要介護2	832円
要介護3	1,070円
要介護4	1,172円
要介護5	1,263円

【多床室】

要介護1	833円
要介護2	943円
要介護3	1,182円
要介護4	1,283円
要介護5	1,375円

※これらの費用のほか、食費、居住費（滞在費）、日常生活費がかかります。

※栄養マネジメント強化加算、サービス提供体制強化加算などの各種加算があります。

13 地域密着型サービス

認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、小規模で展開するサービスです。

原則として、山口市に住民票のある方が利用できます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護

利用者の心身の状況に応じて、定期巡回と随時対応による訪問介護・訪問看護を24時間いつでも受けることができます。

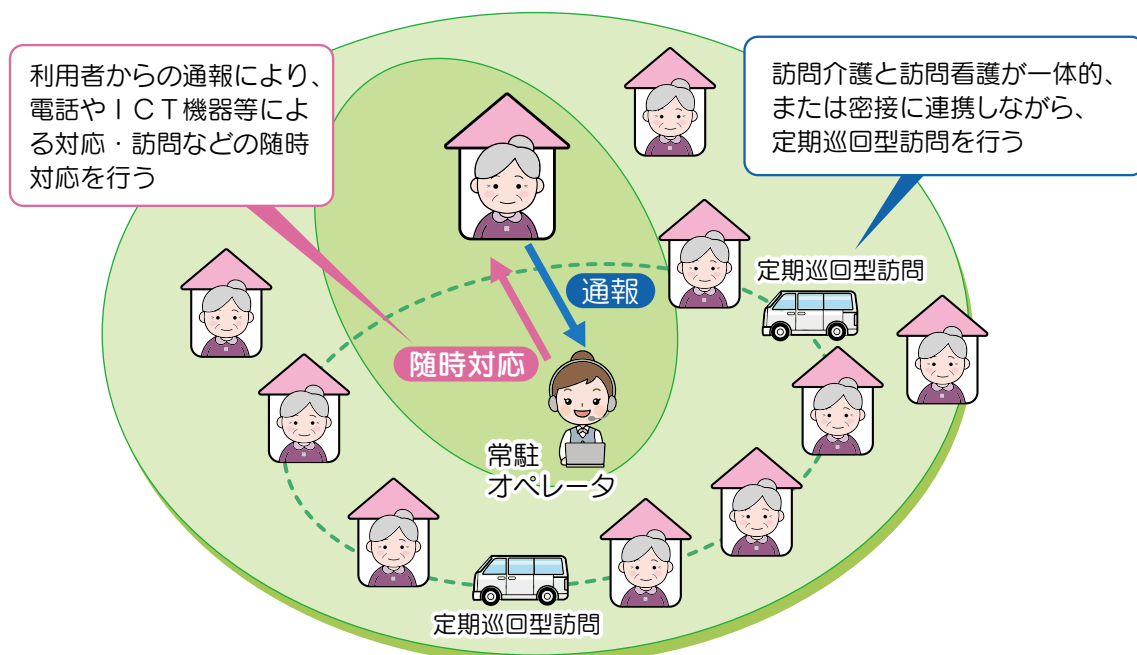
介護（要介護1～5の方） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

●自己負担額のめやす (1割負担の場合)		介護・看護を同じ事業所が提供する場合 (一体型)		看護は他の訪問看護 事業所と連携して提 供し、介護のみ提供す る事業所を利用する 場合(連携型)
		介護・看護利用者	介護のみ利用者	
要介護1	1か月につき	7,946円	5,446円	5,446円
要介護2	1か月につき	12,413円	9,720円	9,720円
要介護3	1か月につき	18,948円	16,140円	16,140円
要介護4	1か月につき	23,358円	20,417円	20,417円
要介護5	1か月につき	28,298円	24,692円	24,692円

※連携型の事業所を利用する場合で、連携する訪問看護事業所から訪問看護を受ける場合は、上記料金とは別に
要介護1～4の場合は2,961円、要介護5の場合は3,761円を訪問看護事業所に支払うことになります。

※サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

サービス利用のイメージ



小規模多機能型居宅介護

支援

介護

生活様式にあわせて「通い」を中心に、利用者の希望などに応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護サービスを受けることができます。

支援 (要支援 1・2 の方) 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護 (要介護 1～5 の方) 小規模多機能型居宅介護

●自己負担額のめやす(1割負担の場合)

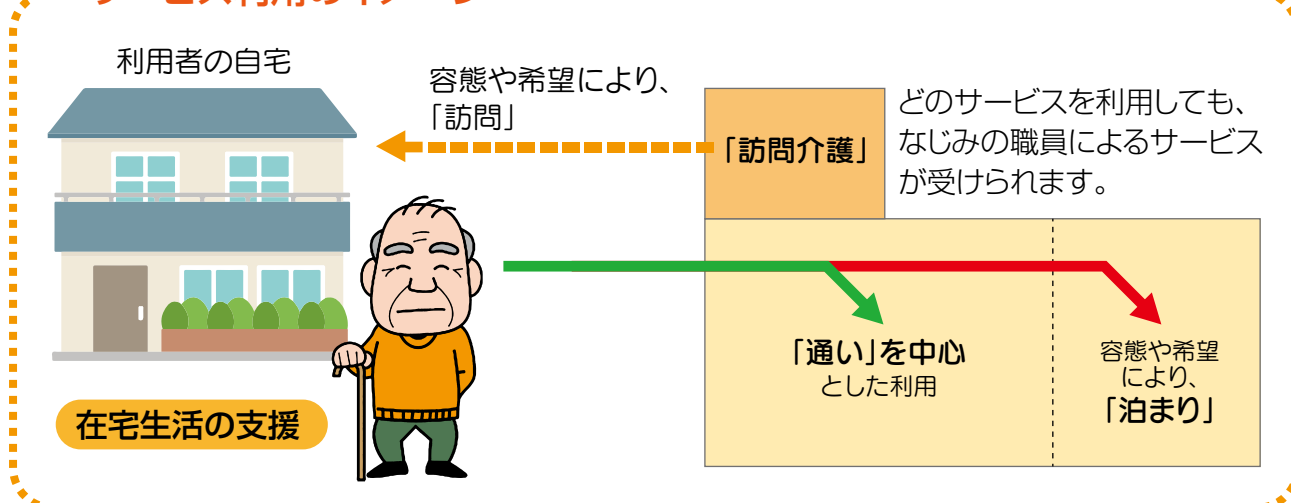
要支援1	1か月につき	3,450円
要支援2	1か月につき	6,972円
要介護1	1か月につき	10,458円
要介護2	1か月につき	15,370円
要介護3	1か月につき	22,359円
要介護4	1か月につき	24,677円
要介護5	1か月につき	27,209円

※食費や居住費は自己負担となります。その他、日常生活費がかかる場合がありますので、事業者にご確認ください。

※利用内容は、事業者にご確認ください。

※サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

サービス利用のイメージ



看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 介護

医療ニーズの高い要介護者の方が、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを受けることができます。

介護（要介護 1～5 の方） 看護小規模多機能型居宅介護

●自己負担額のめやす（1割負担の場合）

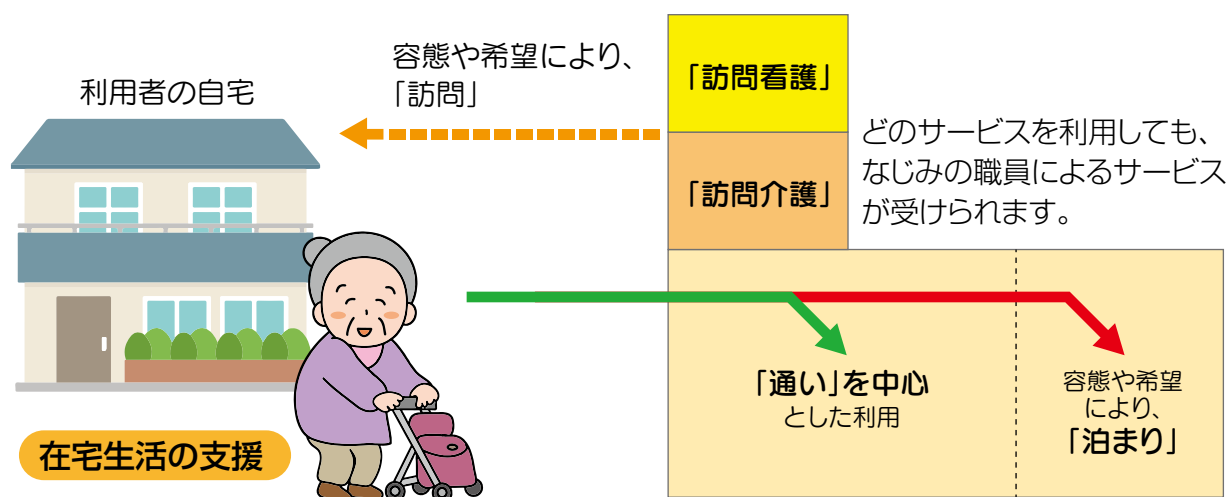
要介護1	1か月につき	12,447円
要介護2	1か月につき	17,415円
要介護3	1か月につき	24,481円
要介護4	1か月につき	27,766円
要介護5	1か月につき	31,408円

※食費や居住費は自己負担となります。その他、日常生活費がかかる場合がありますので、事業者にご確認ください。

※利用内容は、事業者にご確認ください。

※サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

サービス利用のイメージ



地域密着型通所介護 ～デイサービス～

介護

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターなどの施設へ通い、食事の提供、入浴の介助や日常生活上の支援などを受けることができます。

介護（要介護1～5の方）地域密着型通所介護

●自己負担額のめやす（1割負担の場合）（7時間以上8時間未満）

要介護1	1回につき	753円
要介護2	1回につき	890円
要介護3	1回につき	1,032円
要介護4	1回につき	1,172円
要介護5	1回につき	1,312円
・入浴介助を行った場合40円または55円 ・個別機能訓練を行った場合56円または76円 ・栄養改善のためのサービスを行った場合200円 ・口腔ケアや指導を行った場合150円または160円		

が加算されます。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

※サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

認知症対応型通所介護 ～デイサービス～

支援

介護

認知症の方がデイサービスセンターなどの施設に通い、食事の提供、入浴の介助、日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができます。

支援（要支援1・2の方）介護予防認知症対応型通所介護

介護（要介護1～5の方）認知症対応型通所介護

●自己負担額のめやす（1割負担の場合）（7時間以上8時間未満）【単独型】

要支援1	1回につき	861円
要支援2	1回につき	961円
要介護1	1回につき	994円
要介護2	1回につき	1,102円
要介護3	1回につき	1,210円
要介護4	1回につき	1,319円
要介護5	1回につき	1,427円
・入浴介助を行った場合40円または55円 ・個別機能訓練を行った場合20円または27円 ・栄養改善のためのサービスを行った場合200円 ・口腔ケアや指導を行った場合150円または160円		

が加算されます。

※食費やおむつ代は保険の対象になりませんので、別途自己負担となります。

※サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

認知症対応型共同生活介護 ～グループホーム～

支援

介護

認知症の方が、少人数で共同生活をしながら、食事、入浴、排泄などの介助や、日常生活上の支援を受けることができます。

支援（要支援 2 の方）介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援 1 の方は利用できません。

介護（要介護 1～5 の方）認知症対応型共同生活介護

●自己負担額のめやす（1割負担の場合）

要支援2	1日につき	761円	要介護3	1日につき	824円
要介護1	1日につき	765円	要介護4	1日につき	841円
要介護2	1日につき	801円	要介護5	1日につき	859円

※食材料費や居室の賃貸借契約に必要となる費用（家賃・敷金・礼金・共益費等）は、保険の対象に含まれませんので、事業者に直接ご確認ください。

※その他の居宅サービス(居宅療養管理指導を除く)と同時に利用することはできませんのでご注意ください。

※サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

短期利用 認知症対応型 共同生活介護 について

グループホームを30日以内で短期的に利用できます。1つのユニットにつき定員の枠内で1名の利用になります。(短期利用の場合は、上記金額に1日当たり28円から30円が加算されます。)

※実施の有無については、各施設に直接おたずねください。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護

定員29人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所して、食事、入浴、排泄などの介助、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理などのサービスを受けることができます。

介護（原則要介護 3～5 の方）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

●自己負担額のめやす（1割負担の場合・1日当たり）

【ユニット型個室・個室的多床室】

要介護1(特例)	682円
要介護2(特例)	753円
要介護3	828円
要介護4	901円
要介護5	971円

【従来型個室・多床室】

要介護1(特例)	600円
要介護2(特例)	671円
要介護3	745円
要介護4	817円
要介護5	887円

※要介護1・2については、やむを得ない事情により特例的に入所した際の自己負担額となります。

※これらの費用のほか、食費、居住費、日常生活費等がかかります。

※サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算などの各種加算があります。

14 介護保険料

みんなで制度を支え合う、大切な財源です。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、山口市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

山口市の令和6年度から令和8年度までの「基準額」は下記のとおりです。

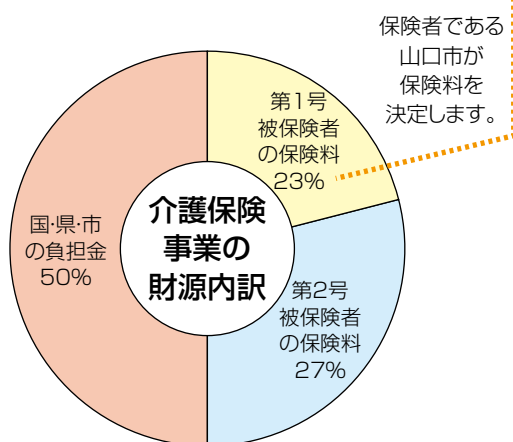
山口市の基準額 **66,120円（年額）**

山口市の介護保険にかかる費用のうち
 = 第1号被保険者負担分（23%）
 山口市の第1号被保険者数

介護保険事業の財源内訳

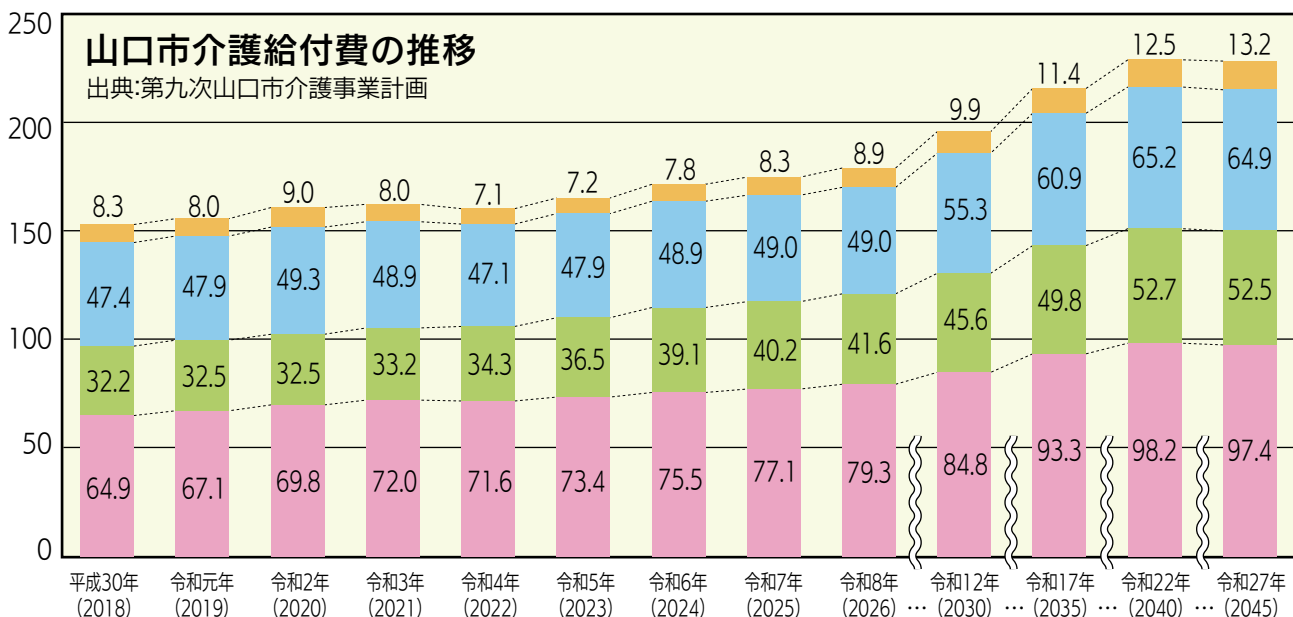
介護保険事業は、運営にかかる費用（保険給付費や地域支援事業）の半分を公費、半分を保険料でまかなうこととなっています。

第九次事業計画期間（令和6年度～令和8年度）における保険料の負担割合は、第1号被保険者の方が23%、第2号被保険者の方が27%をそれぞれ負担することとなっています。



山口市の介護給付費の推移

（単位：億円） ■ 居宅サービス費 ■ 地域密着型サービス費 ■ 施設サービス費 ■ その他のサービス費



市町村民税課税状況		対象者		段階	割合	年額 (基準額66,120円×割合)
本人	世帯 (4月1日時点)	基準判定所得 (令和7年1月1日～12月31日の収入や所得)				
—	—	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者※				
非課税	全員が非課税	本人の 公的年金等収入額 ＋ 合計所得金額	82万6,500円以下	第1段階	0.285	18,845円
			82万6,500円超 120万円以下	第2段階	0.485	32,069円
			120万円超	第3段階	0.685	45,293円
	世帯員が課税	公的年金等に係る雑所得	82万6,500円以下	第4段階	0.90	59,508円
			82万6,500円超	第5段階	1.00	66,120円
課税	—	合計所得金額	130万円未満	第6段階	1.20	79,344円
			130万円以上 220万円未満	第7段階	1.30	85,956円
			220万円以上 330万円未満	第8段階	1.50	99,180円
			330万円以上 420万円未満	第9段階	1.70	112,404円
			420万円以上 520万円未満	第10段階	1.90	125,628円
			520万円以上 620万円未満	第11段階	2.10	138,852円
			620万円以上 720万円未満	第12段階	2.30	152,076円
			720万円以上 820万円未満	第13段階	2.40	158,688円
			820万円以上 920万円未満	第14段階	2.50	165,300円
			920万円以上	第15段階	2.60	171,912円

※老齢福祉年金とは 国民年金制度が開始した当時に、拠出年金の受給資格期間を満たしていない方が受給している年金です。

市町村民税課税状況

世帯………令和8年4月1日（年度途中で資格取得した方は資格取得日）時点の住民登録上の世帯です。
資格取得日……65歳になった場合は65歳の誕生日の前日、転入した場合は転入日です。
課税状況……令和8年度の市町村民税の有無です。

基準判定所得

公的年金等収入額……老齢・厚生年金等の地方税法上課税の対象となる年金です。
(遺族・障害年金等の地方税法上非課税の対象となる年金は含まれません)
合計所得金額………地方税法上の合計所得において、「損失等にかかる繰越控除を行う前の段階の金額」から「土地等の譲渡所得特別控除」を引いた後の金額です。

※令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる65歳以上の人・その属する世帯員については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額の算定および市町村民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は市町村民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り市町村民税課税とみなす場合があります。

ただし、本人の令和8年度の市町村民税が非課税の場合においては、給与所得と年金所得が両方ある方に適用される「所得金額調整控除」の適用の有無により、給与所得の計算は下記のとおりとなります。(控除後の額が0円を下回る場合は0円)
・所得金額調整控除の適用あり→給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た金額から10万円を控除した額
・所得金額調整控除の適用なし→給与所得の金額から10万円を控除した額

ここが知りたい

介護保険!!

Q. 私は介護のお世話になっていないのですが、なぜ介護保険料を払う必要があるのですか。

A. 介護保険は誰もが必要になるかもしれない介護を社会全体で支えていく制度です。40歳以上(市に介護保険料を納めていただくのは65歳以上から)の方が加入者となり、介護保険料を必ず納めていただくことになっています。

保険料の納め方

年金額(年額)によって変わります

納め方は **特別徴収** と **普通徴収** の2通りに分かります。

受給している年金のいずれかが年額18万円以上の方 **特別徴収となります**

(月額1万5千円以上の方)

- 年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
 - 老齢基礎年金や一部の老齢(退職)年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。
- ※本来、「特別徴収」として年金から差し引かれる方でも、下記のようなときは一時的に納付書で納めていただく場合があります。



- 年度途中で保険料が変更になったとき
- 年度途中で他市町村から転入したとき
- 年度途中で65歳になったとき
- 年金が一時差し止めになったとき
- 年度途中で老齢年金等の受給が始まったとき など

受給している年金のいずれもが年額18万円未満の方 **普通徴収となります**

(月額1万5千円未満の方)

- 市から送付される納付書で、取扱金融機関やコンビニエンスストア等で納めていただきます。



納め忘れのない**口座振替**が便利で確実です。

次のものをご持参の上、納入通知書の封筒に記載のある金融機関窓口でお申し込みください。

- 納入通知書
- 預(貯)金通帳
- 通帳のお届け印

前年度から継続して特別徴収の方

保険料は前年中の所得等をもとに6月中旬に決定し、通知します。

そのため、保険料の決定後に年金からの引き去りを開始すると、1回あたりの保険料が高くなってしまいます。前年度2月の保険料額と同額を4月以降引き去ります。6月中旬に決定する年額の保険料から、既に4月・6月に引き去りした保険料を差し引き、8月の仮徴収額を含めた4回で調整して引き去ります。

前年度	本 年 度					
2 月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収	仮徴収			本徴収		
	前年度2月分の保険料額と同額を引き去ります			前年の所得をもとに決定した保険料額から4月・6月の仮徴収額を差し引いた残額を4回に分けて引き去ります		

ここが知りたい

介護保険!!

Q. 介護保険料の納付方法を年金からの引き去り(特別徴収)ではなく、納付書での支払いまたは口座振替(普通徴収)に変更できますか?

A. 介護保険料の納付方法は法令により定められているため、お申し出による変更はできません。

40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険（国民健康保険や職場の健康保険など）の保険料算定方式に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納めていただきます。

国民健康保険に加入されている方の場合

決め方 介護保険料にあたる部分は、医療保険分等の算定と同様に、世帯ごとに決定されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{介護} \\ \text{保険分} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{平等割} \\ \hline \end{array}$$

第2号被保険者の所得に応じて計算 世帯の第2号被保険者の数に応じて計算 第2号被保険者の属する世帯（1世帯あたり）

納め方 医療保険分等と介護保険分を合わせて、国民健康保険料として世帯主に納めていただきます。

職場の健康保険に加入されている方の場合

決め方 医療保険者ごとに設定される介護保険料率に、給与（標準報酬月額）及び賞与（標準賞与額）を乗じた額になります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{介護} \\ \text{保険料} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{給与および賞与} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{介護保険料率} \\ \hline \end{array}$$

（標準報酬月額） （標準賞与額）

※原則として事業主が半分を負担します。

納め方 医療保険料と介護保険料を合わせて給与及び賞与から徴収されます。

※40歳から64歳までの被扶養者は、介護保険料を個別に納めていただくことはありません。

保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、1割～3割の利用者負担が3割または4割に変更される措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

滞納していた期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると…

介護保険サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担することになります。

後から申請に基づき保険給付分を返還します。



【支払い方法の変更】

1年6か月以上滞納すると…

利用している介護保険サービスの給付費の一部、または全額を、一時的に差し止めます。それでも滞納している場合、差し止めた給付費から滞納保険料を差し引きます。



【保険給付の一時差し止】

2年以上滞納すると…

介護保険料を滞納している期間に応じて、自己負担が引き上げられます。また、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費および食費・居住費（滞在費）の減額が受けられなくなります。



【給付額減額】

15 利用者負担の軽減施策

① 高額介護（介護予防）サービス費の支給

各月の介護保険利用料の自己負担部分（1割～3割分）が一定額を超える場合、市に申請を行うとその超えた分が支給されます。申請は初回のみで、その後は該当すれば自動的に指定口座へ支給します。対象となる場合は市からお知らせを送付します。

対象者	月の負担上限額
生活保護の受給者等	15,000円(個人)※3
・ 合計所得金額※1と公的年金等収入額の合計が80万9千円以下 ・ 老齢福祉年金受給者 (令和8年8月以降は82万6,500円以下)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)※2
市町村民税非課税世帯	24,600円(世帯)
市町村民税課税世帯	
一般（下の3区分に該当しない場合）	44,400円(世帯)
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円(世帯)
課税所得690万円以上	140,100円(世帯)

※1 合計所得金額から、土地等の譲渡所得特別控除及び公的年金等に係る雑所得を控除した額となります。

※2 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※3 利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合は、世帯で15,000円となります。

○所得判定の対象期間について

令和8年8月からの高額介護（介護予防）サービス費は、令和7年中（令和7年1月から12月）の収入や所得の状況、および本人と世帯員の令和8年度市町村民税課税状況により決定します。

申請に必要なもの

- ① 高額介護（介護予防）サービス費支給申請書
- ② 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ③ 本人確認書類
- ④ 代理権確認ができるもの（代理申請の場合）

※総合事業においても高額介護予防サービス費相当の費用を支給します。

② 特定入所者介護(介護予防)サービス費の支給(介護保険負担限度額認定)

施設に入所したり、ショートステイを利用する場合の食費、居住費、滞在費は施設との契約により決定しますが、次の区分に該当する方は負担限度額(支払いの上限額)が設けられ、負担を低く抑えられます。小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護(グループホーム)などの居住費、食費は対象になりません。



市ウエブ
サイト

対象となる方 年金収入金額には非課税年金を含みます。

段 階	判 定 基 準	
	所 得	預貯金等※2
第1段階	生活保護受給者 市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 (夫婦2,000万円以下)
第2段階	市町村民税非課税世帯で、年金収入金額と合計所得金額※1の合計が80万9千円以下(令和8年8月以降は82万6,500円以下)の方	単身650万円以下 (夫婦1,650万円以下)
第3段階①	市町村民税非課税世帯で、年金収入金額と合計所得金額※1の合計が80万9千円超(令和8年8月以降は82万6,500円超)120万円以下の方	単身550万円以下 (夫婦1,550万円以下)
第3段階②	市町村民税非課税世帯で、年金収入金額と合計所得金額※1の合計が120万円超の方	単身500万円以下 (夫婦1,500万円以下)

※1 合計所得金額から、土地等の譲渡所得特別控除及び公的年金等に係る雑所得を控除した金額となります。

※2 第2号被保険者の預貯金等の資産要件は、段階にかかわらず単身1,000万円(夫婦2,000万円)以下です。

負担限度額(1日当たり)

《令和8年7月まで》

【 】内はショートステイの場合

			第 1 段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	基準費用額
居住費	多床室	特養等	0円	430円	430円	430円	915円
		老健・医療院等	0円	430円	430円	430円	437円
	従来型 個室	特養等	380円	480円	880円	880円	1,231円
		老健・医療院等	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
	ユニット型個室的多床室		550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
	ユニット型個室		880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
食 費			300円 【300円】	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】	1,445円

《令和8年8月から》

【 】内はショートステイの場合

			第 1 段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	基準費用額
居 住 費	多床室	特養等	0円	430円	430円	530円	915円
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	0円	430円	430円	530円	697円
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)				430円	437円
	従来型 個室	特養等	380円	480円	880円	980円	1,231円
		老健・医療院等	550円	550円	1,370円	1,470円	1,728円
	ユニット型個室の多床室		550円	550円	1,370円	1,470円	1,728円
	ユニット型個室		880円	880円	1,370円	1,470円	2,066円
食 費			300円 【300円】	390円 【600円】	680円 【1,030円】	1,420円 【1,360円】	1,545円

申請に必要なもの

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 預貯金等の資産の金額がわかるもの（本人・配偶者）
- ③ マイナンバーカード等、個人番号がわかるもの（本人・配偶者）
- ④ 本人・配偶者が自署できない場合は印かん
- ⑤ 提出者の本人確認書類（代理人の場合は代理権が確認できるもの）

◎制度を利用する場合は、申請が必要です。

②介護保険負担限度額認定と③社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度（43ページ参照）は次のように利用します。

申 請

条件に該当する方はそれぞれの所定の申請書を市に提出してください。

認定証の 送付

対象となる方については、市から認定証を送付します。有効期間・内容を確認してください。

事業所への 提示

サービスを利用する際に、事業所に認定証を提示しないと減額されません。

※認定証には有効期間が記載されています。引き続き利用する場合は更新の申請をお願いします。
※世帯状況の変更等により、条件に該当しなくなった場合は、認定証を返却してください。

ここが知りたい

介護保険!!

Q. どんな施設が対象ですか？

A. 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する場合が対象です。なお、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、有料老人ホームなどは対象外です。

Q. 申請し、承認された場合、有効期間はどのようになりますか？

A. 市に申請された月の初日から7月31日までです。
（令和8年9月20日に申請された場合、令和8年9月1日から令和9年7月31日まで。）

③ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

低所得で生計が困難な方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とした制度です（制度利用の流れ：42ページ参照）。

■対象者の要件と軽減対象費用と軽減割合

	生活困窮者	生活保護受給者										
対象者の要件	市町村民税が世帯全員非課税で、次の要件のすべてに該当する方 - 年間収入が150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算） ※非課税年金や恩給、親族からの仕送り、生命保険の給付金等一時的な収入も含みます。 - 預貯金等が350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算） ※預貯金のほか、有価証券、債権等を含みます。申請時には、預貯金通帳等のコピーを添付してください。 ※通帳は、申請日の2か月以内に記帳されたもので最終残高の記載日から3か月前までの取引状況がわかるもの。 - 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に活用しうる資産を所有していないこと。 - 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ※扶養とは市町村民税の控除対象者や医療保険の被扶養者などをいいます。 - 介護保険料を滞納していないこと。	- 生活保護受給者 - 介護支援給付対象者 （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律）										
軽減対象となる費用	次のサービスに係る1割負担、食費、居住費（滞在費） 訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護（デイサービス）、認知症対応型通所介護*、短期入所生活介護（ショートステイ）*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護*、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。） *印は介護予防サービスを含む ただし、介護福祉施設サービスの利用者とショートステイの利用者は、居住費・食費の負担限度額認定の対象となる場合に限定されます。	次のサービスに係る居住費（従来型個室、ユニット型個室の多床室、ユニット型個室に限る。） 短期入所生活介護*、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス *印は介護予防サービスを含む										
軽減割合	1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）	全額（特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給後の金額）										
軽減のイメージ	<table><tr><td>対象サービスに係る1割負担</td><td rowspan="3">1/4 軽減</td></tr><tr><td>食 費</td></tr><tr><td>居 住 費</td></tr></table>	対象サービスに係る1割負担	1/4 軽減	食 費	居 住 費	<table><tr><td>対象サービスに係る1割負担</td><td>※生活保護</td></tr><tr><td>食 費</td><td>※生活保護</td></tr><tr><td>居 住 費</td><td>全額軽減</td></tr></table>	対象サービスに係る1割負担	※生活保護	食 費	※生活保護	居 住 費	全額軽減
対象サービスに係る1割負担	1/4 軽減											
食 費												
居 住 費												
対象サービスに係る1割負担	※生活保護											
食 費	※生活保護											
居 住 費	全額軽減											

申請に必要なもの

- ① 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
- ② 預貯金等の資産の金額がわかるもの（同一世帯の方すべて）
- ③ 恩給がある場合は「年金恩給等支払通知書」のコピー
- ④ 本人が自署できない場合には、本人の印かん
- ⑤ 提出者の本人確認書類（代理人の場合は代理権が確認できるもの）

④ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の利用者の自己負担額の合計額が高額なとき、高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給します。

支給は、介護保険と医療保険の双方が利用者の自己負担額の比率に応じて行いますので、介護保険分と医療保険分で別々の支給となります。

毎年7月31日現在において加入していた医療保険の窓口での申請が必要です。なお、山口市国民健康保険と後期高齢者医療保険加入の支給対象となる方へは市から申請のお知らせを送付します。

※食費・居住費や差額ベッド代等は対象になりません。

※合算の対象となる自己負担額は、高額療養費、高額介護（介護予防）サービス費で返還された額を控除した額です。

※自己負担額の合算は、各年7月31日時点で加入している医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療・被用者保険）ごとに別々に計算しますので、同じ世帯であっても異なる医療保険に加入している人とは合算されません。

※総合事業においても高齢医療合算介護予防サービス費相当の費用を支給します。

高額医療合算介護（介護予防）サービス費の自己負担限度額（毎年8月～翌年7月）

所得区分 （基礎控除後の 総所得金額）	70歳未満 の人がいる 世帯 ※1	所得区分 （課税所得）	70～74歳の 人がいる世帯 ※2	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人がいる 世帯
901万円超	212万円	690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一 般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ ※4	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ ※3	19万円(31万円 ※5)	19万円(31万円 ※5)

※1・2 対象となる世帯に高齢受給者（70歳以上75歳未満）と70歳未満が混在する場合には、①まずは高齢受給者に係る自己負担合算額に（※2）区分の限度額が適用された後、②なお残る負担額と70歳未満の自己負担額を合算した額に（※1）の限度額が適用されます。

※3 低所得者Ⅰ …年金収入のみの場合、年金受取額80万9千円以下（令和8年8月以降は82万6,500円以下）などの総所得金額が0円の人

※4 低所得者Ⅱ …低所得者Ⅰ以外の住民税非課税の人

※5 低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、合算限度額19万円が高額介護サービス費等の限度額（年間約30万円）を下回るため、低所得Ⅱの合算限度額が適用されます。

16 高齢者福祉サービス等

高齢者を対象とした生活支援等のサービスとして、次の事業を行っています。

また、このほか民間事業所等で行われている有料サービスについては、各地域包括支援センターへ（51ページ参照）お問合せをいただければ情報提供いたします。

《相談窓口》★ 下記の①から次ページの⑥の各サービスについては、お住まいの地域を担当する地域包括支援センター（51ページ参照）が窓口となりますので、ご相談ください。
担当者が訪問、聞き取りなどで状況を確認させていただいたうえで、市が利用可否の決定を行います。

①緊急通報システム

急病など緊急時の通報や、医療、保健、福祉や日常生活に関する相談をすることができる緊急通報装置を自宅に設置し、見守りをを行います。

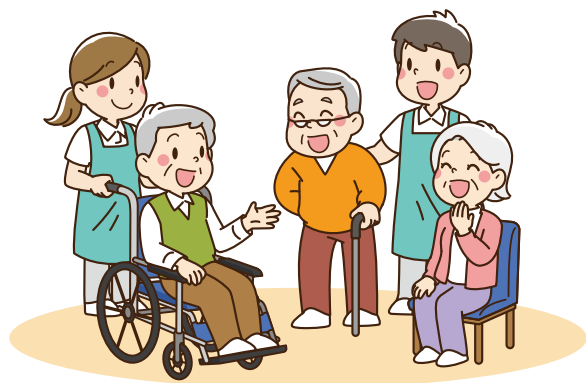


- 対象者：おおむね65歳以上のひとり暮らしの方などで、慢性疾患等により日常生活上で注意が必要な方ほか
- 利用料：介護保険料区分第1～第3段階の方…無料
介護保険料区分第4段階以上の方…1か月 400円

②生活支援短期宿泊サービス

在宅生活が一時的に困難となった場合に、短期の宿泊により、生活習慣等の指導や体調調整を行います。

- 対象者：おおむね65歳以上で、緊急またはやむを得ない事情で一時的に在宅での生活が困難となった方
- 利用料：1日当たり 900円（食費は実費負担）
- 利用限度：1回の利用日数は原則7日以内、年間14日以内



③配食見守り支援サービス

バランスのとれた配食サービスの提供と、その際の利用者の安否確認を行います。

- 対象者：おおむね65歳以上のひとり暮らし、または75歳以上の高齢者のみの世帯で、病気等の理由で調理ができず、栄養改善が必要な方
- 利用料：1食あたり510円以内 治療食は50円追加
(介護保険料区分第1～第3段階の方については減額あり)
- 利用限度：1日1食まで



④日常生活用具の給付

自動消火器、電磁調理器、火災警報器（設置義務箇所への設置を除く）を支給し、在宅生活の支援を行います。

- 対象者：おおむね65歳以上の方で、心身機能の低下等により防火等に配慮が必要な方
- 利用料：介護保険料区分により負担額決定

⑤寝具洗濯乾燥消毒サービス

使用されている布団や毛布の洗濯・乾燥・消毒を行います。

- 対象者：介護保険料区分第1～第3段階で、おおむね65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、寝具の衛生管理が難しい方
- 利用料：無料
- 利用限度：原則年1回

その他 高齢者の見守り活動

■ 友愛訪問活動促進事業

在宅ひとり暮らし高齢者等に対し、自治会または民生委員・児童委員担当地区単位に、見守り訪問グループを結成し、対象に適した見守り訪問活動を実施します。

- 問合せ：山口市社会福祉協議会（TEL 083-924-0543）

■ ふれあい型給食サービス事業

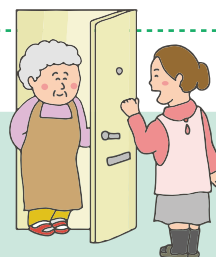
地域の団体を中心となって、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に定期的に給食サービスの提供を行い、ふれあいの中で安否確認を行います。

- 問合せ：山口市社会福祉協議会（TEL 083-924-0543）

■ 高齢者そっと見守り活動事業

民間事業者と連携し、異変のある高齢者等を早期に発見し、必要な支援を行います。高齢者等を見守る体制を確保します。

- 問合せ：山口市高齢福祉課（TEL 083-934-2793）



《申請窓口》★ 下記の⑥から⑨の申請窓口等は、各総合支所（高齢福祉課、総合サービス課）、各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）及び徳地・阿東各分館、大海総合センター（但し⑨の取扱を除く）が窓口となります。

⑥はり・きゅう施術費の助成

申請により、はり・きゅうの施術費の一部を助成する利用者証・助成券をお渡しします。

- 対象者：国保用……国民健康保険被保険者の方（保険年金課）
高齢者用…国保以外で70歳以上の方（高齢福祉課）
（当該年度において70歳に達する者を含む。）
- 申請手続：本人確認書類を持って上記の窓口にお越しください。
- 助成内容：はり、きゅうのいずれか（1術）
はり、きゅうの両方（2術）
各1回 1,000円
（利用できる施術所の一覧をお渡しします。）
- 利用限度：1日に1回、1か月に5回まで



⑦山口市タクシー利用券(旧:おでかけサポートタクシー利用券)の交付

申請により、タクシー料金の一部を助成する利用券をお渡しします。

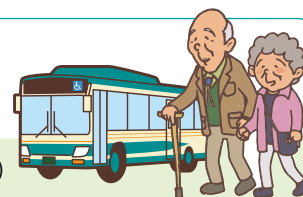
- 対象者：介護保険の要支援、要介護認定を受けた方、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者で、山口市タクシー利用券(旧:福祉タクシー利用券)【※】やグループタクシー利用券の交付を受けていない方
- 申請手続：介護保険証(代理申請の場合は代理人の本人確認書類が必要)を持って上記の窓口にお越しください。
- 助成内容：1枚200円の利用券(60枚綴り)を年度内1冊限り
（利用できるタクシー会社の一覧をお渡しします。）
- 利用限度：1乗車で2枚使用可。ただし、料金が1,000円を超える場合は3枚まで、以降は500円を超えるごとに1枚追加使用ができます。

※障がいの認定を受けられた方を対象とする同様の制度で、そちらが優先となります。

⑧敬老福祉優待バス乗車証の交付

高齢者に、市内バス路線を利用できる乗車証を交付します。

- 対象者：70歳以上の方（当該年度において70歳に達する者を含む。）
- 助成内容：市内1乗車100円
- ※ 「市内」および「市内から市外」、「市外から市内」へのバス利用時にご利用いただけます。
転入された方へは、転入された翌月の上旬に郵送します。



⑨救急サポート安心キットの配布

急病などの緊急時に備え、医療情報や緊急連絡先などを記入し、冷蔵庫等に保管しておく専用容器一式を、申請により無料でお渡しします。

- 対象者：65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯等で、健康上不安のある方など

《申請窓口》★ 下記の⑩⑪の申請手続き等は、各総合支所（高齢福祉課、介護保険課、総合サービス課）が窓口となります。

⑩介護用品の支給

紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッドを限度額まで現物支給（利用券送付）し、在宅生活の支援を行います。

- 対 象 者：介護保険料区分第1～第3段階で、介護保険の要介護認定を受けた常時失禁のある在宅高齢者
- 利用限度額：要介護1～3の方 ……………1か月2,500円
要介護4,5の方 ……………1か月5,000円
- 問 合 せ：高齢福祉課（TEL 083-934-2792）

⑪家族介護慰労金の支給

介護保険のサービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

- 対 象 者：要介護3以上の要介護認定者を1年間を通じて、介護サービスを利用せず在宅で介護している家族（要介護者・介護している家族とも市町村民税非課税世帯であり、介護保険料の滞納がないこと）
※年間10日以内の介護保険サービスの利用、福祉用具購入、福祉用具貸与、住宅改修の利用は除く。医療機関への入院日数が90日以内であること。
- 支 給 額：10万円
- 問 合 せ：介護保険課（TEL 083-934-2795）

介護サービス相談員派遣事業 とは？

介護サービスの質的な向上や利用者の自立した日常生活の実現を図るため、介護サービス相談員が介護サービスを提供している事業所等を訪問し、利用者の疑問や不満、不安にきめこまやかに対応するとともに、利用者と事業所等との橋渡しを行っています。

訪問を受けた事業所等からは、「職員ではなかなか気づくことのできない利用者の思いを知ることができ、今後のサービスの提供に向けて大変参考になった」という声などが寄せられています。



17 権利を守る制度、サービス

① 成年後見制度

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分となり、財産管理や福祉サービスの契約、遺産分割などの法律行為を行うことが困難である方を保護、支援する制度です。成年後見制度の利用に関するお困りごとがあるときは、下記の山口市成年後見センターへご相談ください。

◆**法定後見制度**： 本人、四親等内の親族（身寄りのない方は市町村長）が、家庭裁判所に後見等開始の申し立てを行うことで、適切な援助者（成年後見人等）が選任されます。援助者は家庭裁判所の監督のもと、入院や入所の契約、財産管理などの援助を行います。

申し立て手続きに必要な書類は、家庭裁判所に用意されています。

◆**任意後見制度**： 本人が、判断能力が十分なうちに、前もって援助内容や後見人を決めておき、援助が必要となったとき、家庭裁判所に申し立てを行い、後見人の援助を受ける制度です。

公証人が作成する公正証書で契約を結んでおく必要があります。

●問合せ

山口市成年後見センター	TEL 083-934-2600
山口家庭裁判所	TEL 083-922-9148
山口公証役場	TEL 083-925-0035

② 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、日常生活上の判断が十分にできず不安のある方が、地域で安心して生活できるよう、下記内容の支援を山口市社会福祉協議会が行います。

●**内 容** 福祉サービスの利用手続きの支援や、日常生活に必要な金銭の出し入れ、大切な書類や印かんなどの預かり

●**手続き** 山口市社会福祉協議会との契約が必要です。

●**利用料** 1回（1時間程度）1,870円（生活保護世帯は無料）
重要書類の預かりは年間 6,300円

●問合せ

山口市社会福祉協議会	生活相談課	TEL 083-922-7900
	南部支所 生活相談担当	TEL 083-941-5505

③ 山口市消費生活センター

契約や取引についての不安やトラブルの相談のほか、悪質な電話勧誘や還付金詐欺、架空請求など、様々なトラブルに対応しています。また、多重債務などの借金の相談をお受けしています。

消費生活相談員が、クーリング・オフの助言、情報提供、各種関係機関のご紹介等、問題解決に向けての支援を行います。プライバシーや秘密は厳守しますので、困ったときは、一人で悩まずにご相談ください。

●問合せ（相談）

山口市消費生活センター 山口市役所本庁舎（山口総合支所2階）TEL 083-934-7171

●**相談日・時間**：毎週月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00
（受付時間は16：30まで）

④ 高齢者虐待についての相談窓口

虐待に気づいたり、虐待かもしれないと思われた方は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターか山口市基幹型地域包括支援センターへご連絡ください。

連絡を受けて、虐待防止のために状況に応じてさまざまな機関との連携をとりながら、適切な対応を行います。

【高齢者虐待の分類】

- 身体的虐待……………外傷を負わせたり、負わせるような暴力をふるうなど
- 介護・世話の放棄・放任 ……十分な食事を与えない、長時間放置するなど
- 心理的虐待……………著しい暴言や拒否的な対応により、心理的な外傷を与えるなど
- 性的虐待……………性的な嫌がる行為をするなど
- 経済的虐待……………勝手に財産を処分したり、金銭を使わせないようにするなど

相談窓口 お住まいの地域を担当する地域包括支援センター(51ページ参照)
山口市基幹型地域包括支援センター TEL 083-934-2758 FAX 083-934-2647

⑤ 認知症についての身近な相談窓口

家族や自分が認知症ではないかなど、認知症に関する心配ごとがあるときは、かかりつけ医へ相談しましょう。

その他、認知症やもの忘れに関する相談や認知症の方の介護の悩みなど、お住まいの地域を担当する地域包括支援センター(51ページ参照)や下記のもの忘れホットラインにご相談ください。



もの忘れホットライン ～認知症電話相談～

「最近、もの忘れが気になるな。どこに相談したらいいんだろう？」と思ったら、お気軽にお電話ください。65歳未満の方の相談にも応じています。

(*ご相談の秘密は守ります。)

TEL(083)922-2410 山口市高齢福祉課(山口市基幹型地域包括支援センター)
【時間】平日8:30~17:00

担当地域の各地域包括支援センターでもご相談をお受けできます。

⑥ ほっと安心 SOSネットワーク事業

認知症や障がいなどにより、行方不明になった際に地域住民や協力事業者等の協力を得て、早期に発見する取組みです。

行方不明になる可能性のある人の情報を事前登録し、その方が行方不明になった際に家族等からの依頼により、身体的特徴や服装等の情報を協力事業者及び市民(防災メール等登録者)に配信し、情報提供をお願いするものです。

事前登録をされた方は、おでかけ見守り機器(GPS端末)の購入等にかかる費用助成を受けることができます。

●問合せ お住まいの地域を担当する地域包括支援センター(51ページ参照)
山口市基幹型地域包括支援センター TEL 083-934-2758 FAX 083-934-2647

18 地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんがいつまでも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みや心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな相談に応じています。

高齢者のみなさんの生活を支援します

利用料
無料

自立した生活ができるよう 介護予防をすすめます

要介護認定において「要支援1・2」と認定された方や介護予防に取り組む必要のある方への支援を行います。



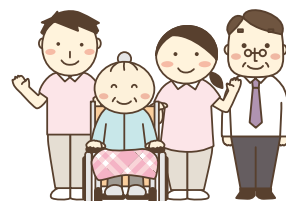
介護に関する悩みなど さまざまな相談に応じます



介護が必要な高齢者やその家族のために介護に関する相談のほか、福祉や医療などさまざまな相談を受けています。

高齢者のみなさんの 権利を守ります

消費者被害などへの対応、成年後見制度の利用支援や高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取組みます。



お住まいの地域の地域包括支援センターへまずは、お電話でご相談ください

地域包括支援センター名	担当地域	所在地／電話番号／FAX
山口市中央地域包括支援センター	大殿・白石・湯田	朝倉町5-4 083-934-3338 / FAX 083-934-3487
山口市北東地域包括支援センター	小鯖・大内	大内矢田北五丁目12-7 083-941-6672 / FAX 083-941-6673
山口市北東第2地域包括支援センター	仁保・宮野	仁保中郷2316-2 083-929-1414 / FAX 083-929-1515
山口市鴻南地域包括支援センター	吉敷・平川・大歳	黒川3363 083-934-3333 / FAX 083-934-3334
山口市川西地域包括支援センター	小郡	小郡下郷609-5(小郡保健福祉センター内) 083-976-5711 / FAX 083-976-5712
山口市川西第2地域包括支援センター	嘉川・佐山・阿知須	阿知須4226 0836-39-9012 / FAX 0836-39-9013
山口市川東地域包括支援センター	陶・鑄銭司・名田島 秋穂二島・秋穂	鑄銭司5435-1 083-986-2077 / FAX 083-986-2107
山口市基幹型地域包括支援センター 徳地分室	徳地	徳地堀1561-1(徳地地域複合型拠点施設内) 0835-52-0670 / FAX 0835-52-0444
山口市基幹型地域包括支援センター 阿東分室	阿東	阿東徳佐中3382(阿東保健センター内) 083-956-0995 / FAX 083-956-0013
山口市基幹型地域包括支援センター	(市内全域)	亀山町2-1(山口市役所本庁舎1階高齢福祉課内) 083-934-2758 / FAX 083-934-2647